

第3次 人吉球磨定住自立圏 共生ビジョン



人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村
相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町

令和7年3月

－ 目次 －

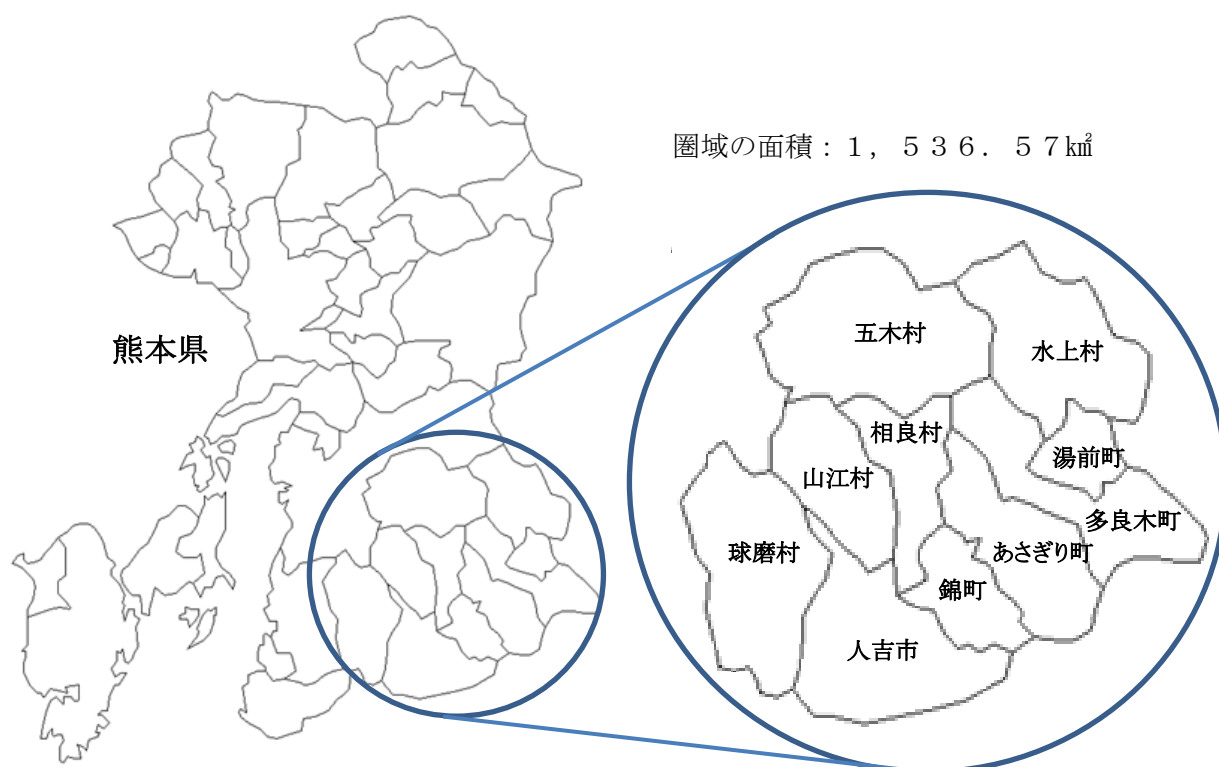
第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項	1
1 定住自立圏の名称及び構成市町村	1
2 共生ビジョンの目的・役割	1
3 共生ビジョンの期間	1
第2章 圏域の概況	2
1 定住自立圏のこれまでの取組	2
2 圏域構成市町村の概況	2
（1）人吉球磨圏域の概況	2
（2）構成市町村の地勢・沿革	3
（3）圏域の人口	8
（4）産業	10
第3章 人吉球磨定住自立圏の将来像	12
1 圏域の将来像	12
2 SDGsの推進	13
第4章 具体的な取組内容	14
1 具体的な取組内容の体系図	14
2 具体的な取組内容	15
（1）生活機能の強化に係る政策分野	
圏域医療体制の充実	15
救急医療体制充実化事業	16
医療従事者確保・育成支援事業	17
乳幼児発達相談・発達医療体制の充実	18
発達小児科外来診療体制の充実及び発達支援専門職の確保	19
障がい者（児）の総合支援の推進	20
障がい者相談・支援事業	21
地域障害児支援体制強化事業	22
障がい者（児）地域生活支援拠点整備事業	23
文化財の保護及び活用	24
文化財保護活用事業	25
観光の振興	26
観光地域づくり推進事業	27
サイクルツーリズム推進事業	28

農業の振興	29
農業生産物（水田・畑作・畜産）振興事業	30
地域特産物産地づくり事業	31
担い手育成事業	32
林業の振興	33
圏域内林業振興事業	34
地場産業支援及び企業誘致等の推進	35
地場産業支援・企業誘致・雇用創出推進事業	36
鳥獣害対策	37
有害鳥獣対策事業	38
消費生活相談業務	39
消費生活相談業務	40
（２）結びつきやネットワーク強化に係る政策分野	
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	41
人吉球磨地域公共交通活性化事業	42
くま川鉄道経営安定化及び利便性向上支援事業	43
（３）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
人材育成の推進	44
合同職員研修開催・活用事業	45
外部の専門的人材等の活用の推進	46
外部専門的人材等活用事業	47
国・県等との人事交流	48
国・県等との人事交流事業	49
第５章 資料編	50
1 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定・変更の経過	50
2 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例	53
3 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿（令和６年７月８日現在）	54
4 人吉球磨定住自立圏推進協議会規約	55
5 人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制	56
6 中心市宣言書	57
7 人吉球磨定住自立圏形成協定書	58

第1章 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

1 定住自立圏の名称及び構成市町村

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 定住自立圏の名称 | 人吉球磨定住自立圏 |
| (2) 定住自立圏の構成市町村 | 人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町 |



2 共生ビジョンの目的・役割

定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市と、その中心市が行った中心市宣言に賛同した近隣市町村で形成される定住自立圏において、「集約とネットワーク」の考えに基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことにより、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

本ビジョンは、安心・快適に暮らせる定住自立圏の形成に向けて、中・長期的な視点から、人吉球磨定住自立圏が目指す将来像を定めるとともに、その実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

3 第3次共生ビジョンの期間

本ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、毎年度、所要の変更を行うものとします。

第2章 圏域の概況

1 定住自立圏のこれまでの取組

- | | | |
|-------|-------|--|
| 平成26年 | 3月24日 | 人吉市が中心市宣言を行う。 |
| 平成27年 | 1月14日 | 人吉市と圏域9町村それぞれとの間で、定住自立圏形成協定を締結。 |
| | 5月12日 | 人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの策定
(平成27年度～平成31年度) |
| 令和2年 | 3月26日 | 第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの策定
(令和2年度～令和6年度) |

2 圏域構成市町村の概況

(1) 人吉球磨圏域の概況

《位置》

本圏域は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町の1市4町5村で構成されており、南九州三県都（熊本市、宮崎市、鹿児島市）のほぼ中心部に位置し、熊本県の東南端に位置する「人吉盆地」一帯に在ります。また、東南を宮崎県、南を鹿児島県に隣接するため、古来より交通の要衝となっています。

《沿革》

本圏域は、およそ3万年前から既に人々が生活を営み、弥生時代には発展的な農耕社会を形成していたと言われています。また、鎌倉時代初期からは、幕府の命で地頭として入郡した相良氏が統治し、その統治は明治維新まで、実に700年余に亘った全国でも極めて稀な地域です。そのため、国宝である青井阿蘇神社をはじめ、歴史を物語る数多くの重要文化財が存在する貴重な中世文化遺産の宝庫であり、平成27年4月24日には、文化庁より人吉球磨10市町村のストーリー「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里—人吉球磨～」が“日本遺産”に認定されました。

《地勢》

本圏域は、総面積1,536.57km²で、うち森林面積が全体の約80%を占めています。地勢は、九州中央山地の脊梁をなす山々と日本三急流の一つである球磨川水系が作り出した平地とによって成り、典型的な盆地を形成しています。また、球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候であり、気温の寒暖差が大きいために、霧の発生がかなり多くなることでも知られています。陰しい山地に囲まれた内陸部にあることから、長く「陸の孤島」と呼ばれていましたが、平成7年の九州自動車道全線開通に伴い、県境を越えた交通アクセスが飛躍的に高まったため、交流拠点都市としての役割がますます大きくなっています。

	人吉市	面積：210.55 km ² 人口：31,108 人 世帯：13,288 世帯
人吉市は、昭和 17 年 2 月 11 日に旧人吉町、旧西瀬村、旧中原村及び旧藍田村の 1 町 3 村が対等合併により「人吉市」として誕生しました。 熊本県、宮崎県、鹿児島県 3 県の県境にあり、熊本県南部、人吉盆地の最南端に位置し、九州山地に囲まれ 日本三急流の一つ、清流「球磨川」が市の中心を東西に貫流し、南北から多くの支流が本流である球磨川に注ぎ込んでいる山紫水明の地です。 人吉の語源は、平安時代中期の「和名抄」に『人吉』の記載があり、当時の日向（宮崎県）、薩摩（鹿児島県）、佐敷（熊本県芦北町）を結ぶ交通の要衝に在ったため、「宿＝舎」を“ひとよし”と読み「人吉」となったとする説があります。現在においても、生活、文化、産業などのあらゆる面で人吉球磨地方の中心として、また、宮崎県、鹿児島県との県境を越えた交流拠点都市となっています。 本市は、まちづくりの理念に「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」を掲げ、市民・地域・行政等が一丸となって安心してずっと住み続けられるまち、次世代につながるまちを共に創り上げていきます。		
観光名所・スポット等 ○青井阿蘇神社（国宝指定） ○くま川下り ○人吉梅園 ○人吉城跡 ○人吉城歴史館 ○ウンスンカルタ ○永国寺《通称「ゆうれい寺」》 ○SL人吉 ○道の駅人吉/人吉クラフトパーク石野公園 ○人吉市まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば） ○人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868	  	特産品・グルメ ○球磨焼酎 ○きじ車 ○花手箱 ○うなぎ ○栗 ○餃子 ○鮎 ○HITOYOSHI シャツ

	錦町	面積：85.04 km ² 人口：10,288 人 世帯：3,729 世帯
錦町は、昭和 30 年 7 月 1 日に旧西村、旧一武村、旧木上村が合併して「錦村」を設置し、さらに昭和 40 年 4 月 1 日に「錦町」として誕生しました。町の中心部を国道 219 号線、その北寄りに球磨川が東西に横断しており、この一帯が水田地帯となっています。町内は南部と北部に区分され、山麓地帯であった南部は、土地改良区の事業により畑地灌漑的な圃場となり、その後、一部の地域では企業誘致による団地化も進んでいます。さらに、フルーツ栽培が盛んに行われており、梨や桃の産地でもあります。丘陵地帯である北部は、一部にゴルフ場があるものの、ほとんどの地域で農地造成と圃場整備が進められており、全国で産地賞に輝いた錦茶の産地でもあります。また、戦時中、木上地区に建設された人吉海軍航空基地の遺構を整備し、平成 30 年に開館しました「にしき ひみつ基地ミュージアム」が注目されています。本町では、町民一人ひとりが「自分たちの町は自分たちの手で」という自治意識を持ち、町民、地域、行政がそれぞれの責任と役割を認識し協力しながら、「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」を目指します。		
観光名所・スポット等 ○山の中の海軍の町 にしき ひみつ基地ミュージアム ○桑原家住宅（国指定重要文化財） ○ツクシイバラ群生地 ○道の駅錦 ○平成峠 ○錦・くらんど公園 ○新宮禅寺 ○京ヶ峰横穴群 ○丸目蔵人佐の墓 ○木本神宮 ○土屋観音堂 ○一武八幡宮 ○荒田観音堂 木造釈迦如来座像	   	特産品・グルメ ○フルーツ (梨 桃 メロンなど) ○茶 ○球磨焼酎 ○ホルモン料理



多良木町

面積：165.86 km²
人口：9,076 人
世帯：3,463 世帯

多良木町は、大正 15 年 5 月 1 日に多良木村が町制施行により「多良木町」となり、昭和 30 年 4 月 1 日に旧黒肥地村、旧久米村との新設合併により現在に至ります。

熊本県の南東端で宮崎県との県境に位置し、北西から南東にかけて細長いひょうたん型の地形で、町域中央部を球磨川が東西に流れ、南部と北部は九州山脈の支脈を形成する山林により森林資源が豊富です。

先人たちの努力によって江戸時代に築かれた二つの灌漑用水路「百太郎溝」「幸野溝」と肥沃な土地にも恵まれ、収穫される良質米からは世界に誇るブランド「球磨焼酎」が作られます。

また、平安期から中世・近世の文化財も数多く保存され、臼太鼓踊りや球磨拳などの民俗芸能も伝承されています。国・県・町が指定した有形、無形の文化財は約 80 件に及びます。

本町は、農林業をはじめとした産業や雇用の創出、少子高齢化対策、生活インフラ整備、伝統文化の保存・活用などにより、「健康で明るく、住みよい、誇りの持てる町づくり」に取り組んでいます。

観光名所・スポット等

- 青蓮寺阿弥陀堂（国指定重要文化財）
- 太田家住宅（国指定重要文化財）
- 簡易宿泊施設「ブルートレインたらぎ」
- 妙見野自然の森展望公園
- 千年の目覚め「平成悠久石」
- 交流館石倉
- 埋蔵文化財等センター「黒の蔵」
- ふれあい交流センター「えびすの湯」
- えびす像めぐり



特産品・グルメ

- 球磨焼酎
- 米
- イチゴ
- メロン
- 梨
- 桃
- 栗



湯前町

面積：48.37 km²
人口：3,627 人
世帯：1,401 世帯

湯前町は、明治 22 年 4 月 1 日の町村制施行で湯前村となり、昭和 12 年 4 月 1 日に町制を敷きました。

本町は、熊本県の南部、人吉市より 24 km、球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県西米良村と九州山脈で接しています。西と南は多良木町、北は球磨川流域で遮り対岸は水上村に隣接しています。面積は 48.37 km²で、町の中心部から熊本市まで 118 km、宮崎市まで 120 km、鹿児島市まで 110 km となっています。交通は、国道 219 号線が中心部を東西に走り、国道 388 号線も中心より北に走っており、これらを軸として 4 路線の県道が隣接町村を結んでいます。周辺は山林に覆われ、中央に球磨盆地が広がる風光明媚な自然環境です。

本町は、農林業等への地域資源を生かした 6 次産業化等の産業活性化をはじめ、地域雇用の創出と遊休農用地対策、少子高齢化に対応した住民福祉の増進を行い、住みやすいまちづくりを展開しています。

観光名所・スポット等

- ゆのまえ温泉「湯楽里」
- ゆのまえグリーンパレス
- 湯前まんが美術館
- 交流センター「湯〜とぴあ」
- 湯前レールウイング
- 城泉寺（浄心寺）阿弥陀堂（国指定重要文化財）
- 八勝寺阿弥陀堂（国指定重要文化財）
- 下里御大師堂
- 潮神社《通称「おっばい神社」》
- 塞神社



特産品・グルメ

- 米
- イチゴ
- ぶどう
- 下村婦人会「市房漬」
- 球磨焼酎



水上村

面積：190.96 km²
人口：2,033 人
世帯：786 世帯

水上村は、明治 28 年 11 月 28 日に旧岩野村、旧湯山村、旧江代村の 3 村が合併して誕生しました。本村は、村域の大部分が九州中央山地に位置し、市房山、江代山、白鳥山、高塚山、三方山などの山々が、村域を包み込むように村界をめぐって連なりそびえています。西部を五木村及び多良木町、南部を湯前町、北部を八代市泉町、東部を宮崎県の椎葉村並びに西米良村に接し、自然に恵まれた村です。

河川は、村の中央部を貫流する球磨川と、東から流れる湯山川が市房ダムで合流し、人吉盆地を潤し、八代海に注いでいます。平地は人吉盆地の北東部にあたる岩野地区の一部と、湯山地区中央部に限られ、村全体に平坦な耕地が少ない山村です。

本村は、スポーツ振興と観光振興による地域の活性化を目的として、「合宿の郷づくり」に取り組み、併せて村を元気にする起爆剤として発足した「水上村産業推進機構」を中心に、旅館や民宿、飲食店、さらには食材を提供する農家の皆さまが連携し、新しい人の流れをつくり、あわせて雇用を創出する地方創生の実現に向け取り組んでいます。

観光名所・スポット等

- 市房ダム湖周辺の桜
- 市房山、市房杉、市房山キャンプ場
- 森林セラピー
- 湯山温泉
- 白水滝の吊り橋
- 水上スカイヴィレッジ
- 生善院観音堂（国指定重要文化財）《通称「猫寺」》



特産品・グルメ

- イチゴ
- 栗
- 米
- お茶
- とうふのみそ漬
- しいたけ
- 干タケノコ
- 球磨焼酎
- ジビエ料理



相良村

面積：94.54 km²
人口：4,070 人
世帯：1,466 世帯

相良村は、昭和 31 年 9 月 1 日に旧川村と旧四浦村が合併して誕生しました。

熊本県南部、人吉球磨のほぼ中央に位置し、北部は標高 400m～1,300m の山岳が連なる山林地帯、南部は平野が拓けた農耕地帯を形成し、東西の北端 11km・南端 4km、南北 24km のハート形をしています。日本三急流の一つ球磨川の支流「川辺川」が、北から南へ村の中央を貫流しており、平成 19 年度以来、連続で水質日本一の清流となっています。

交通は、九州自動車道により福岡市へ約 3 時間、鹿児島・宮崎市へ 1 時間程度と九州一円を短時間で往来でき、観光面は、都市との交流拠点である「さがら温泉 茶湯里」が平成 10 年 4 月にオープン。国の重要文化財に指定された「十島菅原神社」を始めとする歴史的建造物なども多く残されています。

また、18 年連続水質日本一（国土交通省発表）にも選ばれている「川辺川」等の相良村の魅力を活かした地域活性化及び交流人口の拡大や移住定住の促進を図っていきます。

観光名所・スポット等

- さがら温泉「茶湯里」
- 仰烏帽子山
- 北嶽神社
- 雨宮神社（三産くぐり）
- 廻り観音
- 深水観音
- 十島観音
- 十島菅原神社（国指定重要文化財）
- 井沢熊野座神社
- かっぱの墓
- 上園観音
- 養毛観音



特産品・グルメ

- 鮎
- お茶
- 栗
- イチゴ
- ズッキーニ
- 四浦こんにゃく



五木村

面積：252.92 km²
人口：931 人
世帯：420 世帯

五木村は明治 22 年町村施行時に、四浦村五木村組合役場を置き、明治 29 年に同組合役場を分離しました。

本村は、熊本県の南部、人吉球磨地域の北部に位置し、村全体が九州山地にあるため標高 1,000m 以上の山々に囲まれ、深い峡谷が縦横に走る急峻な地形です。村の中央を北から南へ貫流している「川辺川」は、日本三大急流の一つ球磨川の支流で、平成 18 年から連続して「水質が最も良好な河川（水質日本一）」の清流として国土交通省から発表されています。また、「五木の子守唄」は全国的にも有名で、ふるさとの心を歌い継ぐ宝として子どもたちにも継承されています。

昭和 41 年に発表された「川辺川ダム建設計画」を機に、村外移転等に起因した人口減少と少子高齢化が急激に進みました。約半世紀が経過した現在、転換期を迎え、「五木村第 6 期基本構想」の実現を目指しています。地域資源を最大限に活用しながら、農林業の振興や移住・定住対策の促進等、誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる村を基本理念とした「ひかり輝く」新たな五木村振興計画」を着実に進めています。

観光名所・スポット等

- 子守唄公園（かやぶき民家）
- 白滝公園 ○五木源パーク
- 大滝自然森林公園
- 川辺川
- 仰烏帽子山
- バンジージャンプ
- 宮園の大イチョウ（県指定天然記念物）
- 歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）
- 溪流ヴィラ ITSUKI



特産品・グルメ

- しいたけ
- ジビエ加工品
- ニンニク
- とうふの味噌漬け
- くねぶ（柑橘）
- お茶



山江村

面積：121.19 km²
人口：3,238 人
世帯：1,131 世帯

山江村は、明治 22 年 4 月 1 日の町村制施行により、旧山田村と旧万江村が合併して誕生しました。本村は、熊本県南部に位置し、東は相良村、西は球磨村、南は人吉市、北は五木村及び八代市に接し、熊本市から 100 km、八代市から 60 km、最寄の人吉駅から 4 km のところにあります。

本村では、平成 31 年度からの第 6 次山江村総合振興計画の実現に向けて、将来を担う次世代とともに、村内外を巻き込んだ活力を生み出していく「ひと×資源×暮らし つながる 活力・魅力生まれる山江村」を将来像として掲げ、より豊かな暮らしを実現し続けることができるむらを目指しています。

人と自然の調和を基本理念として「鎮山親水」を掲げ、特に今後の山江村を見据え、定住化促進を図るための施策を展開するとともに、地理的表示保護制度（GI）に登録された特産品であるやま栗を中心とした地域の活性化を図り、農産物の 6 次産業化を進め流通拡大の実現を目指します。さらに、将来を担う子どもたちの教育分野においては、ICT（※参照）機器を積極的に活用し、社会の変化に対応できる村民を育成することで、未来を拓き、輝く人材を育むむらづくりを展開します。

観光名所・スポット等

- 時代の駅「むらやくば」
- ボンネットバス
- 山田大王神社（国指定重要文化財）
- 高寺院（国指定重要文化財）
- 山江温泉「ほたる」
- 丸岡公園 ○淡島神社
- 地どりファーム



特産品・グルメ

- 栗
- 栗まんじゅう
- やまめ
- 栗焼酎
- ゆず商品
- きくらげ

※ ICT とは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略



球磨村

面積：207.58 km²
人口：2,433 人
世帯：976 世帯

球磨村は、昭和 29 年 4 月 1 日に旧渡村、旧一勝地村、旧神瀬村の 3 村が合併して誕生しました。本村は、熊本県の南部、日本三大急流の一つの「球磨川」中流部に位置します。面積の 88% が山林で、村全体が山岳地帯となっており、村の中央には球磨川が東西に流れ、川をはさんで北に白岩山（標高 1,001m）南に国見山（標高 969m）など 700m 以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいます。年間平均気温は摂氏 15 度（最高 36 度、最低 -6.4 度）で冬季と夏季の寒暖の差が大きく、やや大陸的变化のある気候となっており、降雨量は比較的に多く、年間 2,300mm を超えています。地域産業の主なものは、農業と林業です。

本村は令和 2 年 7 月豪雨に遭い、人口減少、少子高齢化が一段と進みましたが、「豊かな自然とともに生き、みんながつながる球磨村」を将来像とし、子どもから高齢者まで誰もが安心して生活できるように、これからも地域や人と人とのつながりを大切にするむらを目指します。

観光名所・スポット等

- JR 一勝地駅
- 球泉洞
- 一勝地温泉「かわせみ」
- 田舎の体験交流館「さんがうら」
- 松谷棚田、鬼ノ口棚田（棚田百選）
- 毎床梨園
- 柴立姫神社
- 鶴口観音（相良三十三観音）
- 神瀬石灰洞窟（熊野座神社）



特産品・グルメ

- 鮎
- 一勝地梨
- 球磨焼酎
- 棚田米
- 筍



あさぎり町

面積：159.56 km²
人口：14,676 人
世帯：5,357 世帯

あさぎり町は、平成 15 年 4 月 1 日に旧上村、旧免田町、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村の中球磨 1 町 4 村の合併により誕生した新しい町です。

位置的には球磨盆地のほぼ中央部に位置し、東は多良木町、南は宮崎県えびの市及び小林市、西は錦町、北は相良村に接しています。

地形的には球磨川が中央部を流れる平野部と、これを囲む白髪岳、黒原山、高山などの山間地域からなり、地目別土地利用の状況は約 19% が農用地、約 66% が森林となっています。

あさぎり町はその名のとおり、冬季にはしばしば町中がすっぽりと霧に包まれ、幻想的な景色が広がります。このような自然環境の中で、伝統や文化、産業を大切にしながら、加速する人口減少や少子高齢化、社会経済環境の変化など町の抱える課題に対応するために、「人が集い 支えあう 未来へつなぐ『あさぎり町』」を令和 6 年度からスタートした第 3 次総合計画で町の将来像として掲げ、住民や団体、事業者、行政など本町に関わる全ての人々が集い、共に支えあいながら、一体となって前進していくことを目指しています。

観光名所・スポット等

- おかどめ幸福駅
- 天子の水公園
- 相良三十三観音
- 谷水薬師（紙つぶて仁王）
- 麓城跡
- 勝福寺仁王門
- 丸池のリュウキンカ
- 才園古墳出土品（国指定重要文化財）
- 木造毘沙門天立像、木造二天王立像（国指定重要文化財）



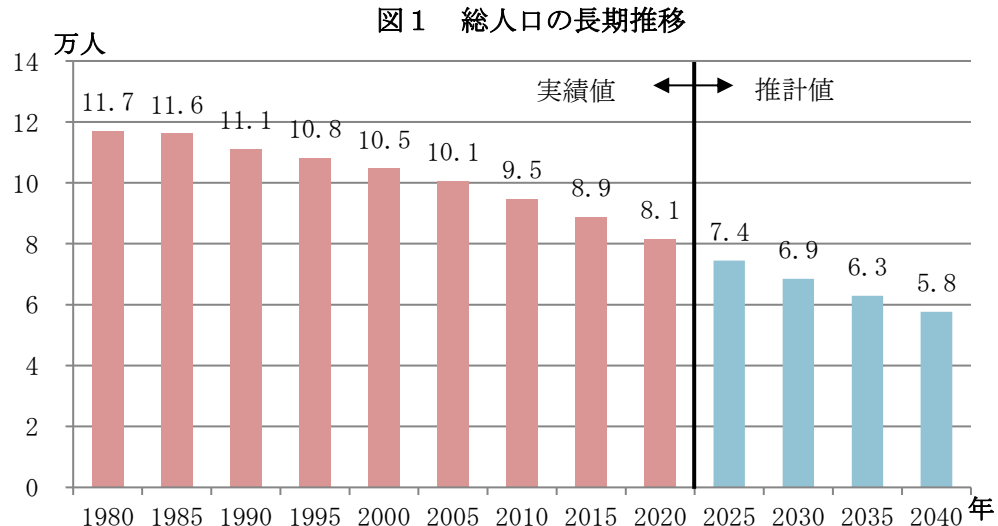
特産品・グルメ

- 米・大豆等
- イチゴ
- 梨 ○栗
- 葉たばこ
- 薬草
- 肉用牛
- 花卉 ○豆乳
- 球磨焼酎

(3) 圏域の人口

①総人口

○圏域の総人口は、１９５５年(昭和３０年)の約１５．７万人をピークに、１９８０年(昭和５５年)には約１１．７万人、２０２０年(令和２年)には約８．１万人と減少しています。社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は進展し、２０４０年には約５．８万人となる見込みです。



出典：国勢調査（1980～2020）、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和５年１２月推計）

表１ 市町村別人口の推移

	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)
人吉市	42,236	42,292	40,173	39,373	38,814	37,583	35,611	33,880	31,108	28,976	26,887	24,919	23,011
錦町	10,679	11,598	11,728	12,095	11,975	11,647	11,075	10,766	10,288	9,744	9,202	8,618	8,049
多良木町	14,598	14,123	13,437	12,701	12,072	11,398	10,554	9,791	9,076	8,238	7,430	6,696	6,043
湯前町	6,038	5,805	5,514	5,350	5,018	4,726	4,375	3,985	3,627	3,278	2,950	2,639	2,352
水上村	3,668	3,446	3,115	2,919	2,706	2,597	2,405	2,232	2,033	1,831	1,642	1,474	1,330
相良村	5,932	6,024	5,941	5,756	5,526	5,398	4,934	4,468	4,070	3,630	3,251	2,878	2,527
五木村	3,086	2,297	1,964	1,687	1,530	1,358	1,205	1,055	931	817	736	652	582
山江村	4,276	4,398	4,237	4,118	4,104	3,901	3,681	3,422	3,238	2,935	2,640	2,369	2,153
球磨村	6,984	6,726	6,150	5,665	5,201	4,786	4,249	3,698	2,433	1,441	1,272	1,101	928
あさぎり町	19,524	19,535	18,968	18,533	17,751	17,300	16,638	15,523	14,676	13,566	12,495	11,525	10,623
合計	117,021	116,244	111,227	108,197	104,697	100,694	94,727	88,820	81,480	74,456	68,505	62,871	57,598

出典：国勢調査（1980～2020）、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和５年１２月推計）

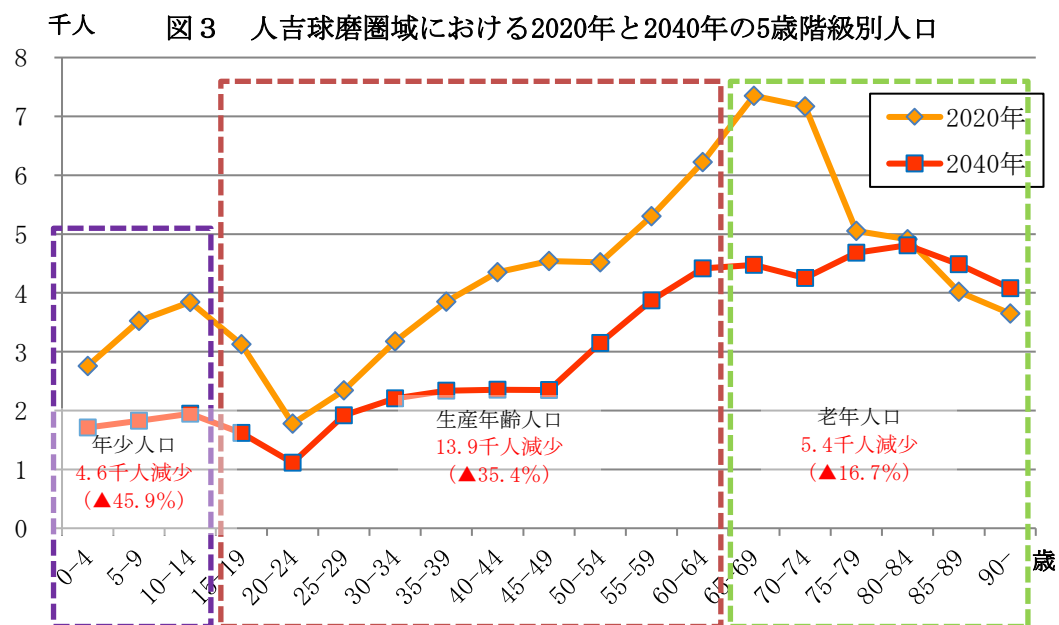
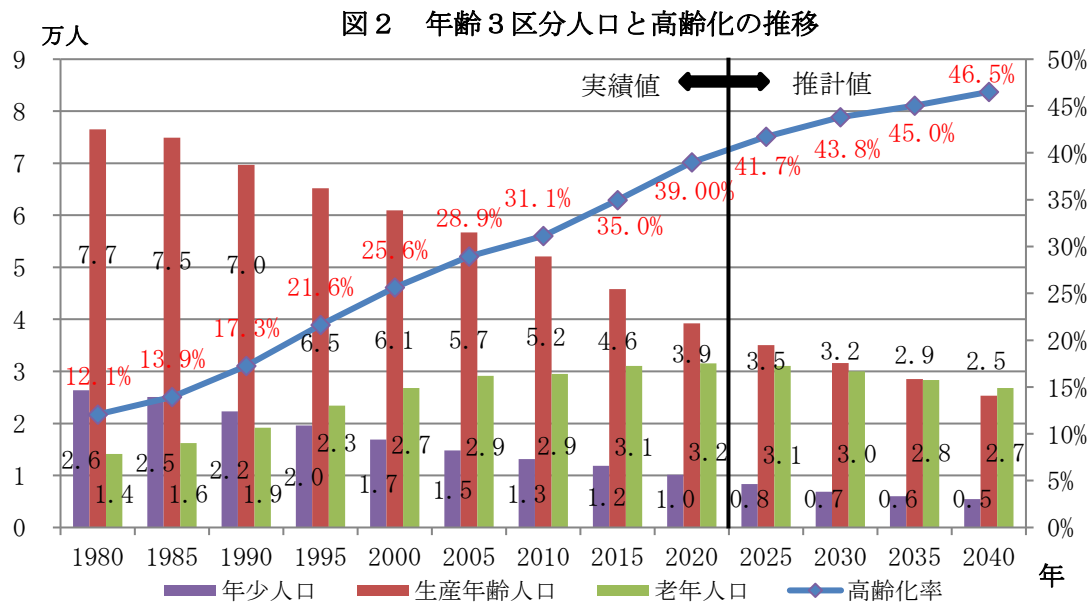
②年齢別人口

○年少人口（１５歳未満の人口）は、１９８０年の約２．６万人から２０２０年の約１．０万人へと６１．６％減少し、２０４０年にはさらに４５．９％減少し、約０．５万人となる見込みです。

○生産年齢人口（１５歳以上６５歳未満の人口）は、１９８０年の約７．７万人から２０２０年の約３．９万人へと４８．８％減少し、２０４０年にはさらに３５．４％減少し、約２．５万人となる見込みです。

○老年人口（６５歳以上の人口）は、１９８０年の約１．４万人から２０２０年の約３．２万人へと１２３．３％増加しましたが、２０４０年には１６．７％減少し、約２．７万人となる見込みです。

○高齢化率（人口全体に占める６５歳以上人口の割合）は、１９８０年に１２．１％であったものが、２０２０年には３９．０％と２６．９％も増加し、急速な高齢化が進みました。さらに高齢化率は上昇し、２０４０年には４６．５％に達する見込みです。



③人口動態

○長期にわたり社会増減の減少（転出＞転入）が続いています。また、自然増減（出生・死亡によるもの）は1995年から減少に転じ、以降減少幅は拡大しています。

○1995年以降は、社会増減の減少と同時に、少子・高齢化の進展による自然増減の減少（死亡＞出生）となり、人口減少が加速しています。

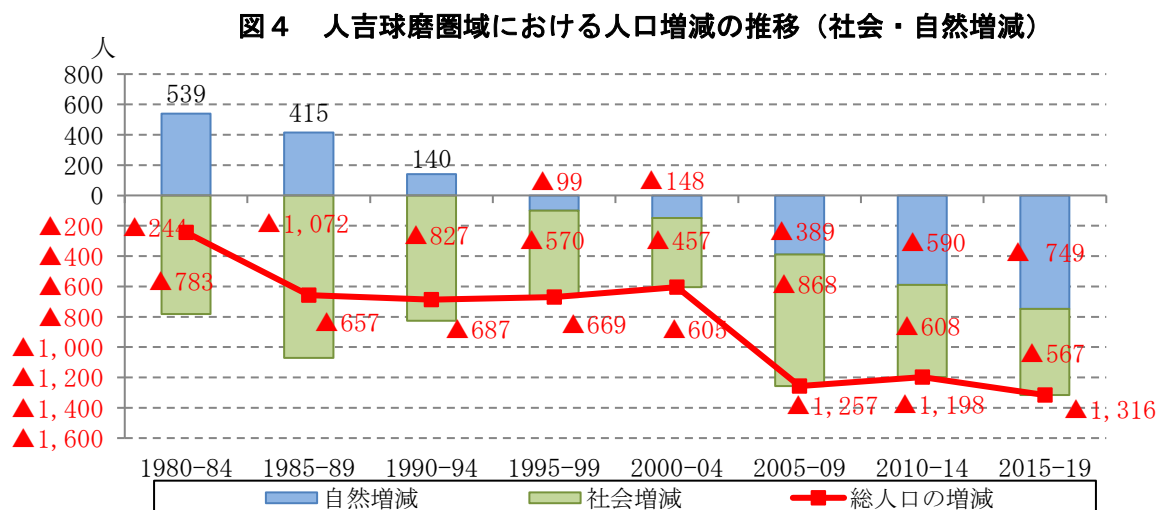


表2 人吉球磨圏域における人口増減の推移（自然動態・社会動態）

（単位：人）

期間 (西暦)	人吉球磨						総人口 増減
	自然動態			社会動態			
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
1980-84	1,560	1,021	539	5,949	6,732	▲783	▲244
1985-89	1,394	979	415	5,050	6,122	▲1,072	▲657
1990-94	1,138	998	140	4,734	5,561	▲827	▲687
1995-99	1,002	1,101	▲99	4,500	5,070	▲570	▲669
2000-04	917	1,065	▲148	4,311	4,768	▲457	▲605
2005-09	846	1,235	▲389	3,620	4,488	▲868	▲1,257
2010-14	752	1,342	▲590	3,184	3,792	▲608	▲1,198
2015-19	624	1,373	▲749	2,946	3,513	▲567	▲1,316

※この値は各年間の平均値となっています。

出典：熊本県データ [市区町村別人口動態推移（自然動態、社会動態）]

（4）産業

①就業人口

○球磨郡内のいずれの町村も、第1次産業・第2次産業・第3次産業の比率が同様の傾向を示しています。一方、人吉市においては、第1次産業が7.3%、第2次産業が18.7%、第3次産業が73.1%となっています。また、2020年における圏域全体の就業者数は約4万人ですが、2015年の国勢調査（約4.3万人）と比較すると、約0.3万人減少しており、今後も圏域内の就業人口は減少していく見込みです。

表3 人吉球磨圏域における産業別就業人口

（単位：人）

	総就業 人口	産業別就業人口			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
人吉市	14,444	1,048 (7.3%)	2,705 (18.7%)	10,553 (73.1%)	138 (1.0%)
錦町	5,431	1,022 (18.8%)	1,242 (22.9%)	3,159 (58.2%)	8 (0.2%)
多良木町	4,683	986 (21.1%)	1,089 (23.3%)	2,491 (53.1%)	117 (2.5%)
湯前町	1,872	436 (23.3%)	428 (22.9%)	1,008 (53.8%)	0 (0.0%)
水上村	1,010	286 (28.3%)	184 (18.2%)	537 (53.2%)	3 (0.3%)
相良村	1,995	409 (20.5%)	455 (22.8%)	1,019 (51.1%)	112 (5.6%)
五木村	471	86 (18.3%)	85 (18.0%)	258 (54.8%)	42 (8.9%)
山江村	1,632	288 (17.6%)	393 (24.1%)	950 (58.2%)	1 (0.1%)
球磨村	978	187 (19.1%)	243 (24.8%)	545 (55.7%)	3 (0.3%)
あさぎり町	7,609	1,694 (22.3%)	1,764 (23.2%)	4,128 (54.3%)	23 (0.3%)
合計	40,125	6,442 (16.1%)	8,588 (21.4%)	24,648 (61.4%)	447 (1.1%)

出典：2020年（令和2年）国勢調査

②産業構造

○圏域内総生産の県内シェアは、4.5%です。

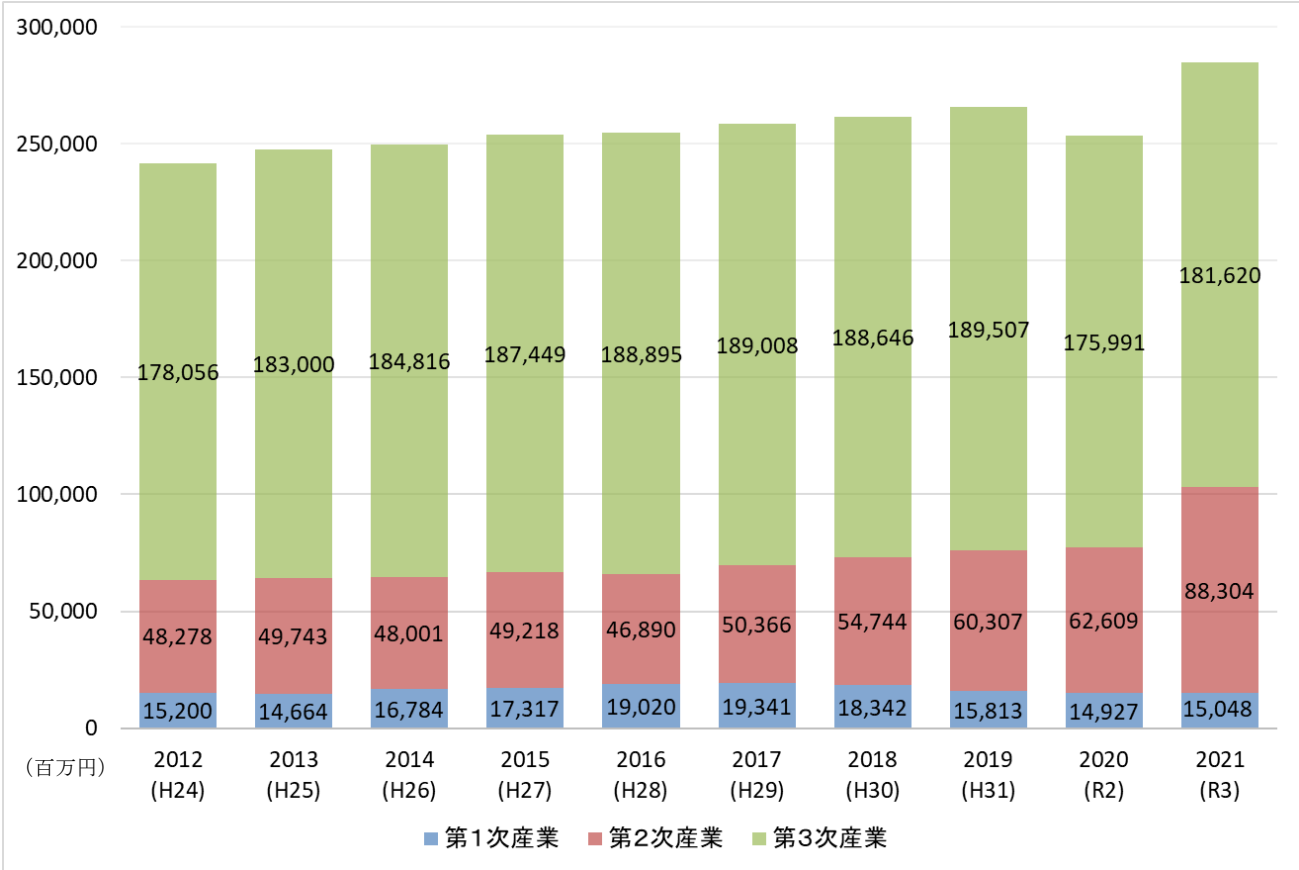
○産業別に見ると、林業への特化が顕著です。次いで建設業、農業となっています。

表4 圏域内総生産（令和3年度）の概要

項目	生産額 (百万円)	構成比 (%)	県内シェア (%)
総生産	284,972	-	4.5
第1次産業	15,048	5.3	8.0
第2次産業	88,304	31.0	5.4
第3次産業	181,620	63.7	4.0

出典：熊本県市町村民経済計算

表 5 図 5 圏域内の産業別総生産の推移



(百万円)

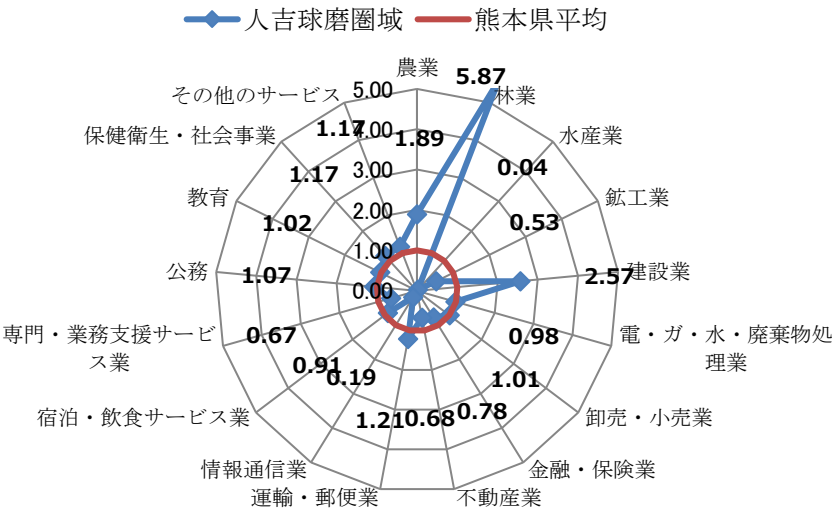
		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)
圏域全体	第1次産業	15,200	14,664	16,784	17,317	19,020	19,341	18,342	15,813	14,927	15,048
	第2次産業	48,278	49,743	48,001	49,218	46,890	50,366	54,744	60,307	62,609	88,304
	第3次産業	178,056	183,000	184,816	187,449	188,895	189,008	188,646	189,507	175,991	181,620
	合計	241,534	247,407	249,601	253,984	254,805	258,715	261,732	265,627	253,527	284,972

出典：熊本県市町村民経済計算

表 6 図 6 令和3年度市町村総生産からみた産業別特化係数（※熊本県平均を1とした場合）

産業項目	熊本県 平均(%)	人吉球磨 圏域(%)	特化 係数
農業	2.24	4.25	1.89
林業	0.18	1.02	5.57
水産業	0.27	0.01	0.04
鉱工業	21.31	11.26	0.53
建設業	7.67	19.73	2.57
電・ガ・水・廃棄物処理業	2.93	2.88	0.98
卸売・小売業	10.01	10.09	1.01
金融・保険業	3.55	2.76	0.78
不動産業	9.39	6.42	0.68
運輸・郵便業	3.52	4.26	1.21
情報通信業	2.91	0.54	0.19
宿泊・飲食サービス業	1.58	1.44	0.91
専門・業務支援サービス業	7.26	4.88	0.67
公務	6.43	6.89	1.07
教育	4.56	4.67	1.02
保健衛生・社会事業	12.04	14.07	1.17
その他のサービス	4.13	4.83	1.17

出典：熊本県市町村民経済計算



第3章 人吉球磨定住自立圏の将来像

1 圏域の将来像

本圏域では、令和2年7月豪雨災害により、球磨川やその支流で氾濫が生じ、多くの尊い人命が失われました。また、建物や橋梁の破壊、流失、浸水による甚大な被害が生じました。地域の文化財や河川アクティビティなどの観光資源や、JR肥薩線、くま川鉄道、国道219号等の交通インフラも大きく被災しました。また、令和4年台風14号による大雨でも、道路が寸断される等の大きな被害を受けました。

このような困難な状況の中、定住人口を確保するためには、圏域の市町村が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、災害前よりも圏域全体の活性化を図ることが重要となります。また、定住人口の確保だけでなく、人口が集積する大都市圏からの人の流れを創出し、交流人口の拡大を図っていくことが圏域の発展に向けては不可欠となります。そのためには、復興のための事業や取り組みが集中的に実施される状態をチャンスと捉え、圏域が有する多様な地域資源や特性を十分に活かし、潜在している可能性を発展させていく創造的復興が必要です。

このような観点から、本圏域においては、圏域市町村が様々な分野で相互に連携・協力することで、災害からの力強い復興を果たし、各自治体が共存共栄しながら、将来にわたって安心して暮らし続けられるよう具体的な取組を進め、国立社会保障・人口問題研究所推計準拠により推計された将来の圏域人口に対して下表のとおり人口減少及び高齢化率上昇の抑制を目指します。

また、表7および表8の展望値を踏まえ、本共生ビジョンの最終年度である令和11年度の圏域の将来人口目標を7.25万人、高齢化率の目標を43%とします。

表 7 圏域人口

市町村名		令和2年 2020年		令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和22年 2040年	令和32年 2050年
人吉市	実績値	31,108	推計値	28,976	26,887	23,011	19,186
			展望値	29,607	28,438	26,775	25,506
錦町	実績値	10,288	推計値	9,744	9,202	8,049	6,911
			展望値	9,872	9,414	8,393	7,399
多良木町	実績値	9,076	推計値	8,238	7,430	6,043	4,775
			展望値	8,187	7,435	6,084	4,944
湯前町	実績値	3,627	推計値	3,278	2,950	2,352	1,809
			展望値	3,328	3,034	2,521	2,004
水上村	実績値	2,033	推計値	1,831	1,642	1,330	1,064
			展望値	1,875	1,709	1,457	1,139
相良村	実績値	4,070	推計値	3,630	3,251	2,527	1,887
			展望値	3,924	3,649	3,113	2,629
五木村	実績値	931	推計値	817	736	582	470
			展望値	887	807	666	557
山江村	実績値	3,238	推計値	2,935	2,640	2,153	1,717
			展望値	3,231	3,146	2,985	2,879
球磨村	実績値	2,433	推計値	1,441	1,272	928	650
			展望値	2,574	2,321	1,872	1,428
あさぎり町	実績値	14,676	推計値	13,566	12,495	10,623	8,822
			展望値	13,576	12,627	11,191	9,850
圏域合計	実績値	81,480	推計値	74,456	68,505	57,598	47,291
			展望値	77,061	72,580	65,057	58,335

出典：「実績値」は国勢調査、「推計値」は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（令和5年12月推計）」、「展望値」は各市町村人口ビジョン

表 8 高齢化率

市町村名		令和2年 2020年		令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和22年 2040年	令和32年 2050年
人吉市	実績値	38.05%	推計値	40.60%	42.50%	45.50%	48.30%
			展望値	40.10%	41.00%	40.00%	37.60%
錦町	実績値	33.27%	推計値	35.90%	38.00%	40.70%	43.60%
			展望値	36.28%	38.55%	41.61%	45.48%
多良木町	実績値	42.93%	推計値	45.60%	47.80%	50.60%	52.30%
			展望値	45.59%	47.35%	48.54%	48.52%
湯前町	実績値	44.14%	推計値	47.90%	51.40%	55.60%	59.60%
			展望値	43.90%	45.20%	45.30%	45.60%
水上村	実績値	44.37%	推計値	46.50%	49.00%	49.70%	51.20%
			展望値	44.20%	45.52%	44.36%	40.83%
相良村	実績値	43.10%	推計値	47.00%	50.40%	54.40%	59.60%
			展望値	42.60%	42.80%	39.30%	34.40%
五木村	実績値	48.11%	推計値	49.60%	50.30%	48.30%	43.00%
			展望値	53.49%	56.38%	54.35%	49.91%
山江村	実績値	36.49%	推計値	40.40%	42.50%	45.30%	51.50%
			展望値	36.30%	35.50%	32.50%	29.70%
球磨村	実績値	44.81%	推計値	52.50%	57.60%	57.70%	60.30%
			展望値	49.10%	52.60%	52.30%	52.70%
あさぎり町	実績値	38.45%	推計値	41.10%	42.80%	45.70%	48.40%
			展望値	41.10%	42.50%	42.70%	41.30%
圏域合計	実績値	39.00%	推計値	41.73%	43.81%	46.51%	49.23%
			展望値	41.72%	43.18%	43.33%	40.72%

出典：「実績値」は国勢調査、「推計値」は国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（令和5年12月推計）」、「展望値」は各市町村人口ビジョン

2 SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

この取組は国際社会全体に広がりを見せており、日本においてもSDGsを踏まえた地方創生を推進することとしています。

SDGsが目指す17のゴールは、本圏域が目指すべき方向性と共通していることから、本圏域においても、持続可能な地域社会の形成に向けて、SDGsの視点を踏まえた取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 具体的な取組内容

1 具体的な取組内容の体系図

政策	分野	取組事項	具体的な取組
生活機能の強化	1 保健・医療	(1) 圏域医療体制の充実	救急医療体制充実化事業 医療従事者確保・育成支援事業
		(2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	発達小児科外来診療体制の充実及び発達支援専門職の確保
	2 福祉	障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者相談・支援事業 地域障害児支援体制強化事業 障がい者(児)地域生活支援拠点整備事業
	3 文化	文化財の保護及び活用	文化財保護活用事業
	4 観光	観光の振興	観光地域づくり推進事業 サイクルツーリズム推進事業
	5 産業振興	(1) 農業の振興	農畜生産物(水田・畑作・畜産)振興事業 地域特産物産地づくり事業 担い手育成事業
		(2) 林業の振興	圏域内林業振興事業
		(3) 地場産業支援及び企業誘致等の推進	地場産業支援・企業誘致・雇用創出推進事業
		(4) 鳥獣害対策	有害鳥獣対策事業
	6 その他	消費生活相談業務	消費生活相談業務
結びつきの強化	1 地域公共交通	圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	人吉球磨地域公共交通活性化事業 くま川鉄道経営安定化及び利便性向上支援事業
圏域マネジメント 能力の強化	1 圏域における人材の育成及び活用	(1) 人材育成の推進	合同職員研修開催・活用事業
		(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	外部専門的人材等活用事業
		(3) 国・県等との人事交流	国・県等との人事交流事業

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 1 保健・医療

取組事項 : (1) 圏域医療体制の充実

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。

役割分担

[甲(人吉市)の役割]

・乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。

・乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。

[乙(球磨郡9町村)の役割]

・甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。

・甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。

期待される効果

初期救急医療及び二次救急医療体制を確保することで、圏域住民が安心して救急時に医療を受けることができる。また、医療従事者の育成を進めることで圏域全体の医療体制を維持することができる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 保健・医療
 取組事項 : (1) 圏域医療体制の充実



事業名	救急医療体制充実化事業
-----	-------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	○休日における初期救急医療体制を維持するため、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院と連携の上、郡市医師会に委託し、在宅当番医制により受診できる環境を確保する。また、休日における小児初期救急医療を確保するため、別に小児科医療機関を当番制で確保する。 ○初期救急医療では対処できない休日又は夜間における重症救急患者の医療を確保するため、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院の輪番制で受入れ態勢を整える。									
役割分担	・甲乙は、連携して人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会と調整を行う。 ・甲乙は、輪番により事務局を担当し、圏域他市町村からの負担金を受入れ、人吉医療センター、公立多良木病院、及び郡市医師会への財政的支援を行う。 ・甲乙は、人口、受益等合意した基準に基づき必要な経費を負担する。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
休日在宅医参加医療機関数 (※)	58件	57件	57件	57件	57件	57件
病院群輪番制開設実施医療機関数	2件	2件	2件	2件	2件	2件
小児科休日在宅当番医参加機関数	6件	6件	6件	6件	6件	6件

(※) 圏域の総医療機関数61件 (令和6年度時点)

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	21,787	21,787	21,787	21,787	21,787	108,935
人吉市	7,928	7,928	7,928	7,928	7,928	39,640
錦町	2,791	2,791	2,791	2,791	2,791	13,955
多良木町	2,319	2,319	2,319	2,319	2,319	11,595
湯前町	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	5,060
水上村	616	616	616	616	616	3,080
相良村	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140	5,700
五木村	350	350	350	350	350	1,750
山江村	970	970	970	970	970	4,850
球磨村	817	817	817	817	817	4,085
あさぎり町	3,844	3,844	3,844	3,844	3,844	19,220
活用する補助制度等	特別交付税 (病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置)					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 保健・医療
 取組事項 : (1) 圏域医療体制の充実



事業名	医療従事者確保・育成支援事業
-----	----------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域の医療機関で働く医療従事者を確保するため、圏域唯一の准看護師養成機関である人吉市医師会附属人吉球磨准看護学院の運営を助成するなど、医療を支える人材を地域で育て、地域で活躍できる場を確保出来るよう都市医師会と連携し就業の環境づくりを進める。 また、人吉球磨圏域の産婦人科医師の減少により、迅速な救急対応が必要とされる産科救急疾患や多胎妊娠等のハイリスク妊婦の対応など、産科医療体制充実のため、地域産科中核病院への産婦人科医師確保に向けた取組みを進める。									
役割分担	・甲乙は、連携して都市医師会及び関係機関と調整を行う。 ・甲乙は、関係機関と連携しながら、医療従事者確保に必要な施策の調査・検討を行う。 ・甲乙は、双方協議の上、医療従事者確保のための必要な経費を負担する。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
産婦人科医師数	6人	6人	6人	6人	7人	7人
准看護学院入学者数	17人	18人	18人	17人	20人	20人
卒業者管内就職者数	12人	9人	9人	9人	10人	10人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	1,968	1,968	1,968	1,968	1,968	9,840
人吉市	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	7,490
錦町	83	83	83	83	83	415
多良木町	71	71	71	71	71	355
湯前町	32	32	32	32	32	160
水上村	19	19	19	19	19	95
相良村	61	61	61	61	61	305
五木村	21	21	21	21	21	105
山江村	30	30	30	30	30	150
球磨村	39	39	39	39	39	195
あさぎり町	114	114	114	114	114	570
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 1 保健・医療

取組事項 : (2) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。

役割分担

[甲 (人吉市) の役割]

- ・乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。
- ・乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。
- ・乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

[乙 (球磨郡9町村) の役割]

- ・甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。
- ・甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。
- ・甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

期待される効果

精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し、保護者の理解と納得の下、早期の支援及び適切な療育を行うことができる。また、圏域内の医療機関に発達小児科医を確保することで、居住する地域で医療を受けることができるほか、市町村ごとには確保が困難である心理判定員を広域で確保することで、安定した発達相談・検査を行う体制づくりに繋がる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 保健・医療
 取組事項 : (3) 乳幼児発達相談、発達医療体制の充実



事業名	発達小児科外来診療体制の充実及び発達支援専門職の確保
-----	----------------------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域の中核医療機関である人吉医療センター、関係機関、郡市医師会及び各医療機関との連携の下、圏域の医療機関において発達小児科医師を確保し、発達外来診療体制を充実させることで、乳幼児・児童の圏域内での受診を可能とする。また、心理判定員を圏域で雇用し、発達相談及び発達検査を行う体制を確保するとともに、早期介入・早期指導のため、スムーズに受診へつながるよう方策を立てる。									
役割分担	甲乙は、関係機関、郡市医師会及び各医療機関と連携し、圏域での発達外来診療体制の充実と小児科医及び心理判定員を確保するとともに、人件費等必要な経費を負担する。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
診療実施回数	8回	16回	16回	18回	22回	24回
行動観察及び検査結果説明実施人数	8人	16人	16人	18人	22人	24人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	837	837	837	837	837	4,185
人吉市	346	346	346	346	346	1,730
錦町	72	72	72	72	72	360
多良木町	16	16	16	16	16	80
湯前町	12	12	12	12	12	60
水上村	54	54	54	54	54	270
相良村	30	30	30	30	30	150
五木村	8	8	8	8	8	40
山江村	8	8	8	8	8	40
球磨村	23	23	23	23	23	115
あさぎり町	268	268	268	268	268	1,340
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 2 福祉

取組事項 : 障がい者(児)の総合支援の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

役割分担

[甲(人吉市)の役割]

乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

[乙(球磨郡9町村)の役割]

甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

期待される効果

障がい者のニーズに応じた様々な相談業務等の充実と、多様な障がい福祉サービスが提供されることで、障がい者(児)を支える支援体制向上につながる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 2 福祉
 取組事項 : 障がい者(児)の総合支援の推進



事業名	障がい者相談・支援事業
-----	-------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	【趣旨・目的】 障がい者(児)やその家族が地域で安心して幸せに暮らせるように、障がい者(児)に対する相談支援をはじめ、様々な事業を広域的に実施し、サービス基盤の強化とサービス内容の充実を図る。 【連携内容】 障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障がい者の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援及び虐待の防止や障がい者の権利擁護に必要な支援を行う。 ・専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 ・創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに意思疎通の支援等、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。 【事業効果】 各市町村が単独で実施することが困難な事業を共同で実施することにより、圏域内の障がい者(児)に対する専門的・継続的な相談支援や、就労支援等の提供、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等により安心して暮らせる地域づくりに資する。									
役割分担	甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。									

成果指標(KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
相談件数	12,264件	12,284件	12,304件	12,334件	12,374件	12,414件

数字は単年度中ののべ件数

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	28,785	28,785	28,785	28,785	28,785	143,925
人吉市	11,261	11,261	11,261	11,261	11,261	56,305
錦町	3,169	3,169	3,169	3,169	3,169	15,845
多良木町	2,911	2,911	2,911	2,911	2,911	14,555
湯前町	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	6,310
水上村	816	816	816	816	816	4,080
相良村	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432	7,160
五木村	485	485	485	485	485	2,425
山江村	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165	5,825
球磨村	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	6,060
あさぎり町	5,072	5,072	5,072	5,072	5,072	25,360
活用する補助制度等	地域生活支援事業費補助金(国50%、県25%※ただし、両方とも予算の範囲内)					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 2 福祉
 取組事項 : 障がい者(児)の総合支援の推進



事業名	地域障害児支援体制強化事業
-----	---------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	【趣旨・目的】 地域における障がい児支援の質の向上、障がい児やその家族への支援体制を確立する。 【連携内容】 (ア) 児童発達支援センター等の質の向上と人材育成 (イ) 地域における障がい児支援の質の向上 ① 地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施 ② 地域のインクルージョンの推進 ③ 障がい疑われる子ども等、ハイリスクな子どもと家族のサポート ④ 地域の事業所等への研修等の実施 【事業効果】 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障がい児支援体制を強化するとともに、地域の子どもの集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。									
役割分担	甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保護者等相談件数 (のべ)	176件	178件	179件	180件	181件	182件
事業所や保育所等を対象とした指導件数 (のべ)	326件	331件	336件	338件	340件	342件

数字は単年度中ののべ件数

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	9,811	9,811	9,811	9,811	9,811	49,055
人吉市	3489	3489	3489	3489	3489	17,445
錦町	1642	1642	1642	1642	1642	8,210
多良木町	757	757	757	757	757	3,785
湯前町	471	471	471	471	471	2,355
水上村	299	299	299	299	299	1,495
相良村	812	812	812	812	812	4,060
五木村	360	360	360	360	360	1,800
山江村	420	420	420	420	420	2,100
球磨村	268	268	268	268	268	1,340
あさぎり町	1293	1293	1293	1293	1293	6,465
活用する補助制度等	児童虐待防止対策等総合支援事業補助金 (国庫基準額7,301,000円:国1/2) 地域障害児支援体制強化事業補助金 (国庫基準額7,301,000円:県1/4)					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 2 福祉
 取組事項 : 障がい者(児)の総合支援の推進



事業名	障がい者(児)地域生活支援拠点整備事業
-----	---------------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	【趣旨・目的】 障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、行政、障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携し、障がい者(児)の生活を圏域全体で支える体制を構築する。 【連携内容】 障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等の整備を行う。今後も拠点拡大に向け、圏域の事業所に対し拠点登録を働きかける。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を推進する。 【事業効果】 圏域の10市町村が連携することにより、市町村単体では困難な障がい者(児)の地域生活支援体制を構築することができ、福祉サービスの提供体制の充実が図られる。									
役割分担	甲乙は、圏域市町村及び関係機関と連携し共同で事業を実施する。 甲は、取組の調整を行う。									

成果指標(KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
拠点登録事業所数	38	39	40	41	42	43

数値は各年度末の登録事業所数

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	0	0	0	0	0	0
人吉市	0	0	0	0	0	0
錦町	0	0	0	0	0	0
多良木町	0	0	0	0	0	0
湯前町	0	0	0	0	0	0
水上村	0	0	0	0	0	0
相良村	0	0	0	0	0	0
五木村	0	0	0	0	0	0
山江村	0	0	0	0	0	0
球磨村	0	0	0	0	0	0
あさぎり町	0	0	0	0	0	0
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 3 文化

取組事項 : 文化財の保護及び活用

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。

役割分担

[甲 (人吉市) の役割]

乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。

[乙 (球磨郡9町村) の役割]

甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

期待される効果

相良700年の歴史が育んだ文化財・歴史文化遺産を、人吉球磨地域一体となって保存と活用を図り、受け継がれてきた文化財を後世に継承していくことで、地域住民が郷土に愛着と誇りを持ち、地域資源を活かした魅力ある地域づくりに資することができる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 3 文化
 取組事項 : 文化財の保護及び活用



事業名	文化財保護活用事業
-----	-----------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	・圏域内の文化財保護の観点から価値の高い未指定文化財等の指定及び登録推進に努める。 ・相良三十三観音巡り、球磨神楽、歴史的建造物等、広域にわたる文化財等を面として捉え、文化的価値及び観光素材としての磨き上げと活用を図るため、効果的な情報発信や自治体同士の連携強化に努める。 ・次世代を担う青少年に対し、地域の文化財等の再発見やその魅力的価値を学ぶ講座を実施し、人材育成に取り組むことで、文化財等の活用による魅力ある地域づくりを目指す。 ・市町村が日本遺産人吉球磨の認識を強化し、その組織基盤である日本遺産活用協議会の体制のもと、商観光分野の各団体と連携する。 ・上記体制のもと行政の枠を超えた情報の発信・共有及び文化財等の保存及び活用に向けた事業の実施に取り組む。									
役割分担	甲乙は、必要な経費の負担と事業の充実に取り組む。 甲は、乙の取組の調整及び情報の共有を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
球磨地域学 (文化遺産講座) 履修者数	185人	100人	100人	100人	100人	100人
文化財・歴史文化遺産の保全件数	40件	25件	25件	25件	25件	25件

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	106,768	106,768	106,768	106,768	106,768	533,840
人吉市	58,160	58,160	58,160	58,160	58,160	290,800
錦町	180	180	180	180	180	900
多良木町	2,930	2,930	2,930	2,930	2,930	14,650
湯前町	34,778	34,778	34,778	34,778	34,778	173,890
水上村	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330	16,650
相良村	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000
五木村	480	480	480	480	480	2,400
山江村	670	670	670	670	670	3,350
球磨村	40	40	40	40	40	200
あさぎり町	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
活用する補助制度等	防災施設等整備事業、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業、市内遺跡発掘調査等事業、球磨川流域復興基金等					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 4 観光

取組事項 : 観光の振興

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進

この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。

役割分担

[甲(人吉市)の役割]

乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

[乙(球磨郡9町村)の役割]

甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

期待される効果

圏域全体で事業の展開を図ることで、観光地としての認知度をさらに向上させることができ、集客の拡大が期待できる。また、国内や海外からの観光客を迎えるために、地元住民が一体となった体制づくりを強化することができる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 4 観光
 取組事項 : 観光の振興



事業名	観光地域づくり推進事業
-----	-------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	①観光を地域の持続的発展を支える産業として位置づけ、登録DMOである「人吉球磨観光地域づくり協議会」を推進役として、日本遺産やアニメを活用した誘客、SNS等を活用したデジタルプロモーションを行い、新たな商品を開発して国内外の消費者に訴求することで、競争力のある観光地域づくりを進め、地域の「稼ぐ力」を強化する。 ②持続性のある観光地域づくりの推進に向けて、同協議会において、継続的なデータ整備や受入態勢づくりを行うとともに、地域内の推進体制を確立する。 ③各市町村にある個性と魅力あるコンテンツを活かした観光エリアづくりを広域で取り組むことで、既往の観光ルートの強化と新たな観光ルートの発掘・実現を図ることができ、人吉球磨に多くの人が入り込み、地域の経済活性化を図る。									
役割分担	・甲乙は、「人吉球磨観光地域づくり協議会」の運営に必要な経費を負担し、必要に応じ職員を派遣する。 ・甲乙は、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる持続可能な地域「人吉球磨を日本を代表する地方にする。」の実現を目指し、独自の取組みとして観光地域づくりに取り組む。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
宿泊者観光消費額	8,049百万円	8,704百万円	9,052百万円	9,414百万円	9,790百万円	10,089百万円

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	39,864	39,864	39,864	39,864	39,864	199,320
人吉市	13,965	13,965	13,965	13,965	13,965	69,825
錦町	3,741	3,741	3,741	3,741	3,741	18,705
多良木町	3,751	3,751	3,751	3,751	3,751	18,755
湯前町	2,339	2,339	2,339	2,339	2,339	11,695
水上村	2,065	2,065	2,065	2,065	2,065	10,325
相良村	2,496	2,496	2,496	2,496	2,496	12,480
五木村	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	8,640
山江村	2,263	2,263	2,263	2,263	2,263	11,315
球磨村	2,223	2,223	2,223	2,223	2,223	11,115
あさぎり町	5,293	5,293	5,293	5,293	5,293	26,465
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 4 観光
 取組事項 : 観光の振興



事業名	サイクルツーリズム推進事業
-----	---------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	①「人吉球磨地域自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間を整備するハード事業と、サイクルステーションの整備やマップの作成等に加え、インバウンド向けPR動画の作成や情報発信を行うなどのソフト事業の更なる充実を図り、人吉球磨地域におけるサイクルツーリズム環境の向上を図る。 ②人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会を活用。 ③密を避けた屋外でのアクティビティであり、インバウンドを含む観光客にSNS等を活用し分かりやすく周知し、また参加しやすいイベントを開催することで、人吉球磨の観光にも目を向けてもらい、リピーターとしての役割を果たしてもらう。									
役割分担	・甲乙は、「人吉球磨地域自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間に係る道路整備事業を行う。 ・甲乙は、「人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会」に参画し、サイクルツーリズム環境の向上に係る事業を連携して行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度 (累計)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
自転車ネットワーク整備延長	2.60km	1.00km	1.00km	1.00km	1.00km	1.00km
サイクリングイベント参加者	205人	220人	230人	240人	250人	260人
上記参加者のうち外国人	13人	15人	20人	20人	20人	25人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000
人吉市	49	49	49	49	49	245
錦町	23	23	23	23	23	115
多良木町	21	21	21	21	21	105
湯前町	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	7,070
水上村	13	13	13	13	13	65
相良村	15	15	15	15	15	75
五木村	11	11	11	11	11	55
山江村	14	14	14	14	14	70
球磨村	12	12	12	12	12	60
あさぎり町	28	28	28	28	28	140
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (1) 農業の振興

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

・農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。
・持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。

役割分担

[甲(人吉市)の役割]

・乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。
・乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。

[乙(球磨郡9町村)の役割]

・甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。
・甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。

期待される効果

広域的な取組により、農業の活性化や農業者の技術向上等の機会が拡大し、相互交流が促進される。これにより農業の振興が図られ、後継者や新規就農者の育成、さらには法人化が図られる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 5 産業振興
 取組事項 : (1) 農業の振興



事業名	農業生産物(水田・畑作・畜産)振興事業
-----	---------------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	人吉球磨地域における中心産業となる農業において、農産物の生産振興や畜産振興を図る。									
役割分担	甲乙は、球磨地域農業協同組合等関係機関と連携して事業に取り組むとともに、農家等に対して必要な経費の負担や支援を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
水稻栽培面積	2,974ha	3,000ha	3,000ha	3,000ha	3,000ha	3,000ha
野菜栽培面積	194ha	195ha	195ha	200ha	200ha	200ha
牛(乳用・肉用)飼養産出額	12,040百万円	12,000百万円	12,000百万円	12,000百万円	12,000百万円	12,000百万円

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	58,465	58,465	58,465	58,465	58,465	292,325
人吉市	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	11,000
錦町	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
多良木町	6,015	6,015	6,015	6,015	6,015	30,075
湯前町	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	45,000
水上村	100	100	100	100	100	500
相良村	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	23,000
五木村	50	50	50	50	50	250
山江村	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500
球磨村	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
あさぎり町	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	70,000
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 5 産業振興
 取組事項 : (1) 農業の振興



事業名	地域特産物産地づくり事業
-----	--------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	地域特産物(葉たばこ、茶、薬草、果樹等)について、生産から販売に係る必要な環境の整備を行うことによって、特産物の産地化を図る。									
役割分担	甲乙は、特産物の栽培産地の定着化を確固たるものにするため栽培技術研修会等を実施し、併せて栽培農家等に対して必要となる支援を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
葉たばこ栽培面積	335ha	330ha	330ha	320ha	320ha	320ha
薬草栽培面積	86ha	88ha	88ha	90ha	90ha	90ha
果樹栽培面積	683ha	670ha	670ha	680ha	680ha	680ha

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	20,650	20,650	20,650	20,650	20,650	103,250
人吉市	100	100	100	100	100	500
錦町	300	300	300	300	300	1,500
多良木町	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
湯前町	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
水上村	100	100	100	100	100	500
相良村	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	45,000
五木村	50	50	50	50	50	250
山江村	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
球磨村	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
あさぎり町	100	100	100	100	100	500
活用する補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 5 産業振興
 取組事項 : (1) 農業の振興



事業名	担い手育成事業
-----	---------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	農業従事者の減少や高齢化による担い手不足を解消するため、地域営農に取り組む各種団体等に対し、事業の運営支援や研修会等の情報提供を行いながら、地域担い手の育成やスマート農業の導入及び農業法人化を図る。									
役割分担	甲乙は、認定農業者及び地域営農組織を中心とする担い手を強化育成するため、必要となる支援を各種関係機関と連携して行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
新規就農者数 (人/年間)	7人	10人	10人	10人	10人	10人
農業法人数 (管内総数)	90社	91社	92社	93社	95社	95社

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	137,357	133,357	133,357	133,357	133,357	670,785
人吉市	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000
錦町	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000
多良木町	9,157	5,157	5,157	5,157	5,157	29,785
湯前町	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	70,000
水上村	100	100	100	100	100	500
相良村	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000
五木村	50	50	50	50	50	250
山江村	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
球磨村	50	50	50	50	50	250
あさぎり町	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	360,000
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (2) 林業の振興

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

・林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。

役割分担

[甲 (人吉市) の役割]

・乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。

・乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。

[乙 (球磨郡9町村) の役割]

・甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。

・甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。

期待される効果

広域で取組むことにより、人材確保・育成や安定した木材供給等、圏域の主要産業である林業の振興を図ることができる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 5 産業振興
 取組事項 : (2) 林業の振興



事業名	圏域内林業振興事業
-----	-----------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	人吉球磨地域の基幹産業である林業において様々に連携し、森林の適正な整備・保全を行うことにより、安定した木材の生産・供給体制の確立を図るとともに、間伐等の森林整備を通じて森林の有する公益的機能の適切な発揮を促すことで緑の流域治水に寄与する。また、林業従事者の減少や高齢化による担い手不足解消のため、林業大学校等と連携し、林業の魅力伝える機会を創出することで、林業従事者の拡充と育成を図る。									
役割分担	甲乙は、圏域自治体等で構成する球磨地方公有林経営協議会の活動を通じ、森林の適正な整備・保全に資する事業を行うとともに、各種関係機関と連携し、担い手確保に資する取組を推進する。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
球磨管内から球磨管内木材市場への入荷量 (m³)	273,399m³	275,600m³	276,700m³	277,800m³	278,900m³	280,000m³
人吉球磨郡出身の林業大学校入学人数	5人	6人	7人	8人	9人	10人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	115,085	115,085	115,085	115,085	115,085	575,425
人吉市	8,799	8,799	8,799	8,799	8,799	43,995
錦町	116	116	116	116	116	580
多良木町	12,476	12,476	12,476	12,476	12,476	62,380
湯前町	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096	5,480
水上村	12,486	12,486	12,486	12,486	12,486	62,430
相良村	16,220	16,220	16,220	16,220	16,220	81,100
五木村	16,860	16,860	16,860	16,860	16,860	84,300
山江村	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	17,800
球磨村	31,936	31,936	31,936	31,936	31,936	159,680
あさぎり町	11,536	11,536	11,536	11,536	11,536	57,680
活用する補助制度等	作業道開設補助金、くまもと間伐材利活用推進事業補助金 等					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (3) 地場産業支援及び企業誘致等の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等をする
とともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するた
め、必要な措置を講ずる。

役割分担

[甲(人吉市)の役割]

甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。

[乙(球磨郡9町村)の役割]

乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。

期待される効果

それぞれの特長を活かすことで、商工業等の地場産業の振興とともに、多様性のある企業誘致や起業・創業等が可能に
なり、雇用が生まれる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 5 産業振興
 取組事項 : (3) 地場産業支援及び企業誘致等の推進



事業名	地場産業支援・企業誘致・雇用創出推進事業
-----	----------------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	地域経済の活性化に向けて、地元企業への支援を行うとともに、魅力ある産業を創出するために、企業誘致及び地域人材育成等を行う。また、地域課題解決に取り組む新たな産業の創出に向けて、関係市町村が連携して創業や事業承継を支援する仕組みを構築し、若者が地域に関わりやすい環境を作ることにより定住へとつなげていく。									
役割分担	甲乙は、それぞれの持つ特長及び地域の特性を活かしながら、商工業等の地場産業の振興に取り組むとともに、企業誘致等を推進し、地域に根差した成長産業の振興に向け、連携して取り組む。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
誘致・立地企業数	2社	3社	3社	3社	3社	3社

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	319	319	319	319	319	1,595
人吉市	103	103	103	103	103	515
錦町	39	39	39	39	39	195
多良木町	34	34	34	34	34	170
湯前町	18	18	18	18	18	90
水上村	13	13	13	13	13	65
相良村	19	19	19	19	19	95
五木村	9	9	9	9	9	45
山江村	17	17	17	17	17	85
球磨村	15	15	15	15	15	75
あさぎり町	52	52	52	52	52	260
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 5 産業振興

取組事項 : (4) 鳥獣害対策

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。

役割分担

[甲 (人吉市) の役割]

乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。

[乙 (球磨郡9町村) の役割]

甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

期待される効果

圏域内において、情報共有を行い効率的な捕獲をすることで、被害の減少を図る。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 5 産業振興
 取組事項 : (4) 鳥獣害対策



事業名	有害鳥獣対策事業
-----	----------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域内での情報共有により、鳥獣被害の実態を把握し、圏域全体で有害鳥獣(シカ・イノシシ・サル・カラス・アナグマ・ヒヨドリ等)による農林産物等への被害防止を目的とした捕獲事業に取り組む。円滑な実施のため捕獲従事者数の維持に努め、作業軽減及び効率的な捕獲を図るためICT技術等の活用も検討する。									
役割分担	甲乙は、関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。 甲は、取組の調整を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
捕獲総数	15,900羽・頭	16,000羽・頭	16,000羽・頭	16,000羽・頭	16,000羽・頭	16,000羽・頭
捕獲従事者数	488人	490人	490人	490人	490人	490人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	178,595	178,595	178,596	178,597	178,598	892,982
人吉市	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	145,000
錦町	16,502	16,502	16,502	16,502	16,502	82,510
多良木町	15,960	15,960	15,960	15,960	15,960	79,800
湯前町	6,620	6,620	6,620	6,620	6,620	33,100
水上村	15,424	15,424	15,424	15,424	15,424	77,121
相良村	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	70,000
五木村	22,920	22,920	22,920	22,920	22,920	114,600
山江村	15,200	15,200	15,200	15,200	15,200	76,000
球磨村	23,769	23,769	23,770	23,771	23,772	118,851
あさぎり町	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	96,000
活用する補助制度等	○鳥獣被害防止総合対策事業交付金事業: 鳥獣防護柵 有害捕獲(シカ、イノシシ、サル、カラス、アナグマ、ヒヨドリ、ドバト) ○熊本県有害鳥獣被害対策事業補助金(サル) ○熊本県特定鳥獣適正管理事業補助金(シカ) ○熊本県若手育成狩猟活動支援事業補助金 ○森林環境保全整備事業補助金 ○各市町村独自補助制度:鳥獣害防止柵、ネット、電気牧柵 狩猟免許取得補助(銃・わな) ○各市町村等の独自補助制度:有害鳥獣捕獲隊補助金 有害鳥獣被害防止対策協議会補助金 獣害対策補助金 (罠購入、免許取得、止指器具、捕獲補助金上乘せ等)					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野

分 野 : 6 その他

取組事項 : 消費生活相談業務

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。

役割分担

[甲(人吉市)の役割]

甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。

[乙(球磨郡9町村)の役割]

乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

期待される効果

圏域全体の消費生活相談業務を集中して行うことにより、相談業務の効率化を図るとともに、啓発活動を強化することで、消費者生活に関する被害防止に繋げる。

政 策 : (1) 生活機能の強化に係る政策分野
 分 野 : 6 その他
 取組事項 : 消費生活相談業務



事業名	消費生活相談業務
-----	----------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域内における在住者の消費生活相談業務を広域的に連携して実施することにより、消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図る。									
役割分担	甲は、甲、乙の在住者等の消費生活相談業務及び消費者教育業務を行う。 乙は、甲が行う相談業務に要する経費を負担する。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
被害回復率	20.1%	24.0%	28.0%	32.0%	36.0%	40.0%
全体相談件数のうち、町村在住者の相談の占める割合	31.2%	32.0%	32.8%	33.6%	34.4%	35.0%
消費生活問題出前講座参加人員	683人	750人	810人	870人	930人	1,000人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	10,183	10,183	10,183	10,183	10,183	50,915
人吉市	6,954	6,954	6,954	6,954	6,954	34,770
錦町	693	693	693	693	693	3,465
多良木町	600	600	600	600	600	3,000
湯前町	200	200	200	200	200	1,000
水上村	187	187	187	187	187	935
相良村	329	329	329	329	329	1,645
五木村	115	115	115	115	115	575
山江村	194	194	194	194	194	970
球磨村	200	200	200	200	200	1,000
あさぎり町	711	711	711	711	711	3,555
活用する補助制度等	熊本県消費者行政支援補助金 (令和7年度で終了)					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野 : 1 地域公共交通

取組事項 : 圏域における効果的で持続可能な交通政策の推進

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

・圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。
 ・地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。
 ・幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。

役割分担

【甲（人吉市）の役割】

・乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。
 ・乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。
 ・乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。
 ・圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

【乙（球磨郡9町村）の役割】

・甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。
 ・甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。
 ・甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。
 ・圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

期待される効果

・圏域住民の地域間の交通手段となっているバス路線への支援により、住民の交通手段を維持・確保することができる。
 ・圏域高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」への支援により、通学生徒の交通手段を確保・維持することができる。
 ・将来的な圏域来訪観光客の地域間の交通手段となりえる「くま川鉄道」への支援により、観光における利便性が向上する。
 ・圏域内の端末的系統を確保することで、圏域内の移動はもちろんのこと、人吉市における通院や買い物のための交通手段を確保することができる。

政 策 : (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
 分 野 : 1 地域公共交通
 取組事項 : 圏域における効果的で持続可能な交通政策の推進



事業名	人吉球磨地域公共交通活性化事業
-----	-----------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	圏域住民の通学、通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐ鉄道やバス路線等、また、それに接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等について、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。									
役割分担	・甲乙は、圏域の各地域を跨ぐ通勤・通院利用者の利便性の維持のため、バス路線の維持に必要な支援を行う。 ・甲乙は、各市町村の交通コミュニティバス・乗合タクシー事業等の利用者の利便性の維持・向上のため、定期的に担当者会議を開催し情報を共有する。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域間バス幹線系統の実車走行キロあたり輸送人員	0.13人/km	0.13人/km	0.13人/km	0.14人/km	0.14人/km	0.15人/km
コミュニティバス及び乗合タクシー等の乗車人数	69,791人	70,000人	72,000人	74,000人	74,000人	74,000人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	309,830	309,830	309,830	309,830	309,830	1,549,150
人吉市	69,724	69,724	69,724	69,724	69,724	348,620
錦町	26,334	26,334	26,334	26,334	26,334	131,670
多良木町	22,510	22,510	22,510	22,510	22,510	112,550
湯前町	4,078	4,078	4,078	4,078	4,078	20,390
水上村	27,036	27,036	27,036	27,036	27,036	135,180
相良村	44,062	44,062	44,062	44,062	44,062	220,310
五木村	25,072	25,072	25,072	25,072	25,072	125,360
山江村	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656	43,280
球磨村	37,671	37,671	37,671	37,671	37,671	188,355
あさぎり町	44,687	44,687	44,687	44,687	44,687	223,435
活用する補助制度等	熊本県生活交通維持・活性化総合交付金 特別交付税措置					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野 : 1 地域公共交通

取組事項 : 圏域における効果的で持続可能な交通政策の推進



事業名	くま川鉄道経営安定化及び利便性向上支援事業
-----	-----------------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	くま川鉄道は被災前、住民の日常生活の交通手段として、とくに沿線の高校へ進学する高校生の通学手段として、地域において非常に重要な役割をはたしていた。また、圏域に訪れる観光客の地域間移動を支えるとともに、くま川鉄道自身も観光列車の導入や企画切符の発売等の観光地域づくりに寄与することにより、観光地としてのまちづくりの一役となるなど、地域に必要不可欠な地域公共交通の基軸の1つであると同時に、地域の観光業を支える観光資源といえる。 災害からの復興を目指すため、主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のため取り組み、全線開通後も安定的な交通手段の提供のために、各業界団体等と連携を促進し、活性化が図れるよう様々な施策に取り組む。									
役割分担	・甲乙は、鉄道事業者や利便性向上の経営安定化のために必要な支援を行う。 ・甲乙は、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のため取り組みに対し、必要な支援を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
くま川鉄道利用者数	456,236人	460,000人	500,000人	578,500人	578,500人	578,500人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	94,208	94,208	94,208	94,208	94,208	471,040
人吉市	26,834	26,834	26,834	26,834	26,834	134,170
錦町	14,699	14,699	14,699	14,699	14,699	73,495
多良木町	15,076	15,076	15,076	15,076	15,076	75,380
湯前町	6,946	6,946	6,946	6,946	6,946	34,730
水上村	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	7,300
相良村	4,386	4,386	4,386	4,386	4,386	21,930
五木村	841	841	841	841	841	4,205
山江村	1,725	1,725	1,725	1,725	1,725	8,625
球磨村	1,852	1,852	1,852	1,852	1,852	9,260
あさぎり町	20,389	20,389	20,389	20,389	20,389	101,945
活用する補助制度等	社会資本整備総合交付金、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用
 取組事項 : (1) 人材育成の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。

役割分担

[甲(人吉市)の役割]

乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。

[乙(球磨郡9町村)の役割]

甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。

期待される効果

合同で研修を開催することにより、階層別、部門別、職種別研修の効果的、効率的開催が可能となり、さらなる職員の資質、能力の向上と研修経費の削減効果が期待できる。
 甲と乙が共通の研修や講座に参加することで、圏域に関する共通認識と圏域を俯瞰的に捉える視点を身に付けることができ、圏域の課題解決のための取組の糸口となることが期待できる。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用
 取組事項 : (1) 人材育成の推進



事業名	合同職員研修開催・活用事業
-----	---------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	(1)階層別、部門別、職種別の職員研修及び官民協働のまちづくりをテーマにしたセミナーなど、圏域マネジメント能力の強化に資する職員研修等を、圏域合同で実施する。 (2)「ひとよしくま熱中小学校」や球磨地域振興局主催の「人吉球磨の将来を考える勉強会」など圏域で開催される研修・講座に参加する。 (1)及び(2)に取り組むことで、圏域の課題やテーマを共通認識し、それらへの対応や課題解決できる人材を育成する。									
役割分担	甲乙は、合同で事業実施に必要な連携・協力を行う。 甲は、取組みの企画及び調整を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
合同研修開催数及び共通研修・講座活用数	0回	2回	2回	3回	4回	4回

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	630	630	630	630	630	3,150
人吉市	380	380	380	380	380	1,900
錦町	30	30	30	30	30	150
多良木町	30	30	30	30	30	150
湯前町	30	30	30	30	30	150
水上村	20	20	20	20	20	100
相良村	20	20	20	20	20	100
五木村	60	60	60	60	60	300
山江村	20	20	20	20	20	100
球磨村	20	20	20	20	20	100
あさぎり町	20	20	20	20	20	100
活用する補助制度等	特別交付税 (外部人材の活用に対する財政措置)					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (2) 外部の専門的人材等の活用の推進

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。

役割分担

[甲 (人吉市) の役割]

乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。

[乙 (球磨郡9町村) の役割]

甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。

期待される効果

外部の専門的人材等を効果的、効率的に活用することにより、圏域マネジメント能力の強化及び職員の資質・能力の向上が期待される。また、合同で活用することにより、人件費等の経費削減効果も得られる。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用
 取組事項 : (2) 外部の専門の人材等の活用の推進



事業名	外部専門の人材等活用事業
-----	--------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	分権型社会に対応し、地域課題への解決のために必要な専門的知識やノウハウを持つ外部の専門的人材等を圏域で相互に活用する。									
役割分担	甲乙は、合同で外部専門的人材の招へいや地域活性化起業人制度、地域おこし協力隊等による民間人材受入れ等を実施する。 甲は、取組みの企画及び調整を行う。 乙は、事業実施に必要な連携・協力を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域おこし協力隊員等数	43人	40人	40人	40人	40人	40人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	276,186	195,058	185,058	185,058	185,058	1,026,418
人吉市	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600	78,000
錦町	9,525	9,525	9,525	9,525	9,525	47,625
多良木町	18,582	18,582	18,582	18,582	18,582	92,910
湯前町	33,600	33,600	28,800	28,800	28,800	153,600
水上村	28,476	23,276	18,076	18,076	18,076	105,980
相良村	11,103	11,103	11,103	11,103	11,103	55,515
五木村	59,880	検討中	検討中	検討中	検討中	59,880
山江村	21,470	5,422	5,422	5,422	5,422	43,158
球磨村	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	120,000
あさぎり町	53,950	53,950	53,950	53,950	53,950	269,750
活用する補助制度等	地域おこし協力隊、集落支援員、地域活性化起業人制度、地域プロジェクトマネージャー					

※事業費については、概算事業費を記載しています。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項 : (3) 国・県等との人事交流事業

関 係 市 町 村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

協定に規定する取組内容

職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。

役割分担

[甲 (人吉市) の役割]

乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。

[乙 (球磨郡9町村) の役割]

甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

期待される効果

複雑・多様化する行政課題に対応できる組織体制の強化を図るため、圏域で必要とされる人材を国・県等から補完し、人材の有効活用ができる。また、国・県等との間の相互理解、連携強化及び相互の職員の資質向上が期待できる。

政 策 : (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
 分 野 : 1 圏域における人材の育成及び活用
 取組事項 : (3) 国・県等との人事交流



事業名	国・県等との人事交流事業
-----	--------------

関係市町村	人吉市	錦町	多良木町	湯前町	水上村	相良村	五木村	山江村	球磨村	あさぎり町
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業概要	割愛採用や地方自治法に基づく派遣及び実地研修派遣等により、国・県等との人事交流を実施し、有為な人材の活用と圏域の人材育成を図る。									
役割分担	甲乙は、合同で有為な人材の活用と圏域の人材育成を図る。 甲は、国・県等との人事交流及び取組みの企画及び調整を行う。 乙は、事業実施に必要な連携・協力を行う。									

成果指標 (KPI)	現状値	目標値				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
国・県等への職員派遣数	7人	10人	10人	10人	10人	10人

事業費 (単位:千円)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	計
	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514	12,570
人吉市	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	6,750
錦町	705	705	705	705	705	3,525
多良木町	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	0
湯前町	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	0
水上村	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	0
相良村	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	0
五木村	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	0
山江村	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	0
球磨村	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	0
あさぎり町	459	459	459	459	459	2,295
活用する 補助制度等						

※事業費については、概算事業費を記載しています。

第5章 資料編

1 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定・変更の経過

年度	年 月 日	内 容
平成 24 年度	平成 24 年 10 月31 日 平成 25 年 1 月30 日 3 月19 日	第 1 回広域連携勉強会 第 2 回広域連携勉強会 第 3 回広域連携勉強会
25 年度	4 月25 日 8 月 1 日 8 月13 日 11 月 7 日 平成 26 年 1 月23 日 3 月24 日	第 1 回人吉・球磨地域広域連携研究会 第 2 回人吉・球磨地域広域連携研究会 定住自立圏構想説明会 第 3 回人吉・球磨地域広域連携研究会 第 4 回人吉・球磨地域広域連携研究会 中心市宣言（人吉市）
26 年度	4 月 8 日 4 月14 日 4 月30 日 5 月13 日 6 月中 7 月 8 日 7 月15 日 8 月 8 日 9 月22 日 9 月26 日 10 月 8 日 10 月15 日 11 月18 日 12 月19 日 12 月中 平成 27 年 1 月14 日 1 月23 日 2 月 4 日 2 月10 日 3 月 2 日 3 月20 日 4 月17 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏構想部会事務局会議 人吉球磨定住自立圏推進協議会設立説明（協議会） 人吉球磨定住自立圏推進協議会設立説明（幹事会） 第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会（設立） 定住自立圏形成協定締結を議会の議決事件とする条例制定（10 市町村） 第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会 第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議 第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会 第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 第 4 回人吉球磨定住自立圏推進協議会 第 4 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 第 5 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 人吉球磨定住自立圏形成協定の締結に関する議会の議決（10 市町村） 人吉球磨定住自立圏形成協定締結合同調印式（10 市町村） 第 6 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議 第 2 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 第 3 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 第 4 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
27 年度	3 月 26 日～ 4 月 24 日 5 月 8 日 " 5 月12 日 " 6 月中 6 月 9 日 7 月 6 日 7 月14 日 8 月27 日 12 月24 日 平成 28 年 2 月 9 日 3 月28 日 "	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン案パブリックコメント 第 5 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 第 7 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 第 5 回人吉球磨定住自立圏推進協議会 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン議会報告 第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議 第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会 第 2 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会 第 3 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン改定

年度	年 月 日	内 容
平成 28 年度	平成 28 年 7 月 25 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
	8 月 29 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
	12 月 21 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
	平成 29 年 2 月 15 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	3 月 29 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
29 年度	7 月 11 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
	7 月 26 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
	8 月 17 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
	8 月 28 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	9 月 25 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	〃	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン改定
30 年度	平成 30 年 10 月 16 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会部会事務局会議
	平成 31 年 1 月 24 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
	2 月 5 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	2 月 14 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	〃	人吉球磨定住自立圏共生ビジョン改定
令和 元年度	令和元年 4 月 17 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	5 月 24 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	7 月 9 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	7 月 17 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	8 月 26 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	10 月 4 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	11 月 14 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	12 月 20 日～	第 2 次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン案パブリックコメント
	令和 2 年 1 月 15 日	
	令和 2 年 1 月 8 日	第 4 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
	1 月 31 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	2 月 5 日	第 5 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会
	2 月 13 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	3 月中	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決(10 市町村)
	3 月 26 日	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結合同調印式(10 市町村)
	3 月 26 日	第 2 次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン策定
2 年度	11 月 6 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	令和 3 年 1 月 13 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での開催)
	〃	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	〃	第 2 次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン改定
3 年度	11 月 29 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため Web での開催)
	12 月 28 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での開催)
	令和 4 年 1 月 13 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会

年度	年 月 日	内 容
令和 4 年度	7 月 5 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	10 月13 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	11 月10 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	〃	第 2 次人吉球磨定住自立圏ビジョン一部改定
5 年度	令和 5 年 7 月 5 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	10 月11 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	11 月 7 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	〃	第 2 次人吉球磨定住自立圏ビジョン一部改定
6 年度	令和 6 年 5 月29 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	7 月 8 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	7 月16 日	第 1 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	〃	第 2 次人吉球磨定住自立圏ビジョン一部改定
	9 月18 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会幹事会・部会合同会議
	9 月27 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	10 月18 日	第 2 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	11 月 6 日	第 3 次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン案パブリックコメント
	～ 12 月 5 日	
	12 月20 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会
	令和 7 年 1 月15 日	第 3 回人吉球磨定住自立圏推進協議会
	3 月中	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する議会の議決(10 市町村)
	3 月25 日	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定締結合同調印式

2 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会条例

人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会条例

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）

第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、共生ビジョンの策定又は変更について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 人吉球磨定住自立圏形成協定書に掲げられた取組事項に関連する分野の関係者

(3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、復興政策部復興支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中行財政経営検討委員会の部の次に次のように加える。

人吉球磨定住自立圏	会 長	日 6, 0 0 0 円
共生ビジョン懇談会	委 員	日 5, 5 0 0 円

3 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿 (令和6年12月20日現在)

関連分野	氏 名	所 属 等	市町村名
学識経験者	井田 貴志	熊本県立大学 総合管理学部 教授	人吉市
保健・医療	岐部 明廣	人吉市医師会 監事	〃
産業振興	川野 精一	人吉温泉観光協会 副代表理事	〃
〃	堤 純子	球磨焼酎酒造組合 副理事長	〃
〃	今村 修	人吉商工会議所 専務理事	〃
地域公共交通	永江 友二	くま川鉄道株式会社 取締役社長	〃
産業振興	久保田 徳男	球磨地域農業協同組合 理事（金融共済専門委員）	錦町
〃	尾方 安枝子	錦町農業委員会 農業委員	〃
保健・医療	黒木 政裕	球磨郡公立多良木病院企業団 事務長	多良木町
文化	太田 千里	多良木町文化協会 会長	〃
共通	中武 義秋	湯前町区長会 会長	湯前町
文化	溝下 昌美	湯前町文化財保護委員会 会長	〃
保健・医療	椎葉 由美	水上村立保育所 所長	水上村
福祉	中原 奈々	水上村社会福祉協議会 福祉活動専門員	〃
産業振興	牧野 耕文	相良村商工会 青年部長	相良村
〃	岩田 明博	相良村有害鳥獣捕獲隊 隊長	〃
〃	井元 淳	株式会社子守唄の里五木 駅長	五木村
〃	仮山 常雄	五木村観光情報センター センター長	〃
〃	本山 民子	NPO法人 かちゃリンクやまえ 専務理事	山江村
福祉	谷川 安照	山江村民生委員児童委員協議会 会長	〃
産業振興	犬童 大輔	球磨村森林組合 参事	球磨村
文化	中井 久美	球磨村教育委員会 教育委員	〃
共通	嘉村 淳子	あさぎり町婦人会	あさぎり町
産業振興	永井 友美	あさぎり町農業女性の会 会長	〃

4 人吉球磨定住自立圏推進協議会規約

人吉球磨定住自立圏推進協議会規約

(設置)

第1条 定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、人吉球磨定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町（以下「関係市町村」という。）で構成し、関係市町村の長を委員とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること。
- (4) その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、定住自立圏構想の中心市である人吉市長をもって充て、副会長は会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会は、第3条に掲げる事項について、協議会を円滑に運営するため、関係市町村の職員で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、代表幹事を置く。
- 3 代表幹事は、人吉市職員をもって充てる。

(部会)

第7条 協議会は、第3条に掲げる事項について、専門的に調査・検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、担任事項に関連する関係市町村の職員及び人吉球磨広域行政組合職員をもって組織する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、人吉市に置く。

(その他)

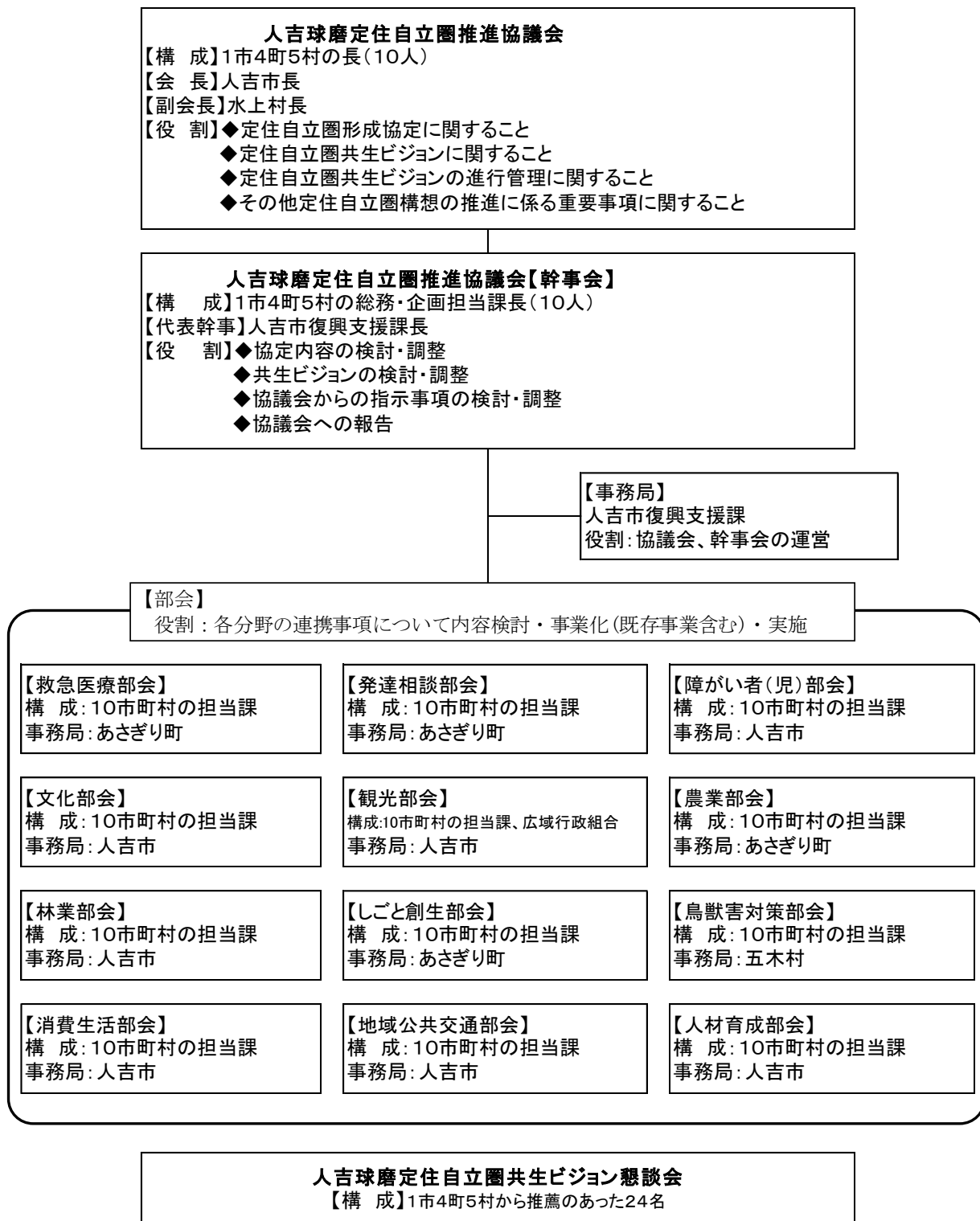
第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年5月13日から施行する。

5 人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制

人吉球磨定住自立圏推進協議会推進体制



中心市宣言

我が国は、人口減少時代へ突入し、少子高齢社会の急速な進行、産業や経済のグローバル化など、これまで経験したことの無い大きな転換期を迎えています。その中で、地方には、厳しい財政環境の中、都市機能や地域資源を有効に活かしながら独自の魅力溢れる地域づくりや市民が安全で安心な暮らしができる持続可能な地域経営を行うことが求められています。

このような大きな転換期を迎えている中で、人吉球磨地域において、地域の活性化と発展を継続していくためには、単独自治体での事業展開に加えて、圏域の自治体とそれぞれに有する都市機能や地域資源を有効に活用しながら、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保し、様々な課題に相互に連携して対応することが、これまで以上に重要となっています。

本市を含む1市4町5村からなる人吉球磨地域は、古くは鎌倉時代初期に相良氏が人吉の地頭に任ぜられ、室町時代に地域を統合し、明治時代の廃藩置県まで長きに亘り地域を治めたため、中世以来の歴史と風土に育まれた文化が脈々と受け継がれている地域です。本市も人吉球磨地域の一つの市として情緒豊かな街並みを残しつつ、政治・経済・文化の中心となって圏域自治体と共に繁栄してきました。

このような中で、人吉球磨地域においては、平成15年4月1日に上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の1町4村の合併によって、「あさぎり町」が誕生しました。その後、本市を含む他の自治体においても、合併協議等は実施されたものの、最終的には合併までに至りませんでした。しかしながら、人吉球磨地域においては、生活圏を形成する圏域自治体と消防、救急、ごみ処理施設などの広域化を進めてきたところであり、日常生活においても、車社会の進展や交通インフラの整備・充実により、通勤・通学・買物・医療など、あらゆる面で地域住民の行動範囲における広域的な結びつきを強めてきました。

今後の人吉球磨地域全体の発展のために、本市は、定住自立圏構想における中心的な役割を担い、生活圏や経済圏を共にする信頼性のある圏域自治体と、これまでに培われてきた連携や協力関係を尊重しつつ、中心市としての都市機能の充実を図るとともに、連携する自治体の特性を活かした魅力溢れる地域づくりを進め、圏域全体の発展による一体感のあるまちづくりに全力を尽くすため、ここに定住自立圏構想における「中心市」となることを宣言します。

平成26年3月24日

人吉市長 田中 信孝

7 人吉球磨定住自立圏形成協定書

人吉球磨定住自立圏形成協定書（共通版）

人吉市（以下「甲」という。）と球磨郡各町村（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言をいう。以下この条において同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の地域振興及び住民福祉の向上を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策の分野における取組について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる政策分野について連携することとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の議会の議決を経た上で、これを定めるものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ甲又は乙の議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、甲又は乙の議会の議決があったことを証する書類を添えて書面により行うものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月14日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 田中 信孝

乙 球磨郡各町村
代表者 球磨郡各町村長

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する調査・検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、産科、小児科など医師確保が難しい分野の医療を維持するために、人吉医療センター、公立多良木病院及び郡市医師会等関係機関と連絡・調整を行い、地域医療体制に関する研究・検討を行うとともに、必要な支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)住民の健康増進	住民の健康づくりを進めるため、予防接種、乳幼児健診、住民健診等において事務の共同化・共通化を進め、より効率的な業務の推進を図る。また、健診結果等をデータベース化することで、圏域全体としての分析や健康づくり施策に活用する。	乙との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 乙との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 乙との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。	甲との連携の下、共同化・共通化できる事務の洗い出し、効率効果的な業務の進め方について検討・研究を行う。 甲との連携の下、予防接種事務、健診事務について、郡市医師会、圏域医療機関等関係機関と調整を行う。 甲との連携の下、その他住民の健康増進に資する取組を実施する。
(3)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会等医療機関と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の検討・整備を進める。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療の確保について調査・研究を行い、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 産業振興

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産組織等の育成を推進するため、担い手の明確化や生産組織の再編、新規組織の設立に向け、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉・球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を推進する。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有するなど農業振興に関する取組を進める。	乙と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施するとともに、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向け調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化していく。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確にするとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を進める。
(2)観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉・球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

(3)企業誘致の推進	工業団地や空き工場、遊休施設等の未利用地への企業立地や耕作放棄地等への企業の農業参入、企業間ビジネスマッチングの推進による既存企業の事業拡張を促進するため、積極的に企業訪問・提案、情報の収集・発信を行うとともに、立地企業への支援策を講ずる。	甲の特徴である工業団地を前面に出した誘致を進め、乙との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。	空き工場や遊休施設、耕作放棄地等を活用した誘致を進め、甲との圏域内連携による企業誘致の推進に関する取組を行う。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、連携による有害鳥獣の捕獲・防護柵等の被害防止対策を推進するとともに、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。	甲及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組む。また、捕獲鳥獣の処理方法や活用策を検討する。

5 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲が行う相談業務に要する消費生活相談員の人件費及び研修費用等の経費を、均等割及び相談業務処理件数の比率により負担する。 【多良木町は甲の役割と同文】
(2)環境保全	地球温暖化の防止と循環型社会の形成に向けて、レジ袋削減のための住民団体・事業者・行政等の相互理解と連携を促進するとともに、事業者のレジ袋削減に向けた取組を支援する。	乙と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。	甲と連携し、人吉球磨地域レジ袋削減推進協議会事業の推進に取り組む。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)圏域における効果的で持続可能な交通体系の検討	圏域内における通勤、通学、通院等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）については、その経費が各自治体の財政を圧迫しており、公共交通の維持・確保が危ぶまれている。そのため、より効率的、効果的で持続可能な公共交通体系を検討するため、既存の「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」を見直し、新たに「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、推進する。	乙と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。	甲と共同して、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」を策定し、その施策を推進する。
(2)鉄道やバス路線の確保・維持（鉄道）	圏域内の高校生の主な通学手段となっている「くま川鉄道」を運行するくま川鉄道株式会社においては、圏域内の少子化やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、自立した経営が困難となっている。そのため、くま川鉄道株式会社に対して、鉄道事業を運営していくために必要な経費を支援する。	乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。	甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化に資する経費に対し、必要な支援を行う。
(3)鉄道やバス路線の確保・維持（バス） 【球磨村は除く】	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線を運行する産交バス株式会社においては、圏域人口の減少やモータリゼーションの進展などから、年々利用客が減少し、バス路線の確保・維持が困難となっている。そのため、産交バス株式会	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。

	社に対して、バス路線を維持していくために必要な経費を支援する。		
(4)鉄道やバス路線の確保・維持(コミュニティバス等) 【湯前町と相良村は除く】	圏域住民の通勤、通院、買い物等の交通手段となっている地域間を跨ぐバス路線やくま川鉄道等に接続する各地域のコミュニティバス等については、地域内の日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っている。そのため、この施策を維持・確保していくために地域毎の交通施策を推進する。	甲を移動するために必要なバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するための経費について支援する。	乙が運営する、甲へ移動するための幹線(鉄道やバス)路線の端末的系統、または甲へ直接乗り入れる系統など、コミュニティバス等の運行に係る経費について負担する。
(5)人吉・球磨地域公共交通活性化協議会の開催	圏域内の公共交通のあり方を踏まえ、基幹となる交通機関を安定的に維持していくために、関係自治体や関係者が連携して取り組むべき方針や、具体的な施策について検討し、その施策を推進する。	乙と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議、関係者との調整を行い、その推進に取り組む。	甲と共同して、圏域内外の公共交通に関する施策の検討及び協議を行い、その推進に取り組む。

2 道路等の交通インフラの整備

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備	圏域内における日常生活の利便性の向上、工業や地場産業の振興及び農業振興や観光振興による地域活性化支援、救急医療及び球磨川氾濫時の救急活動の支援など道路ネットワークの整備強化を図るため、人吉・球磨スマートインターチェンジ(仮称)の整備を行う。	乙と連携し、国、NEXCO、関係機関との協議を進めるとともに、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。	甲と連携して、人事派遣及び必要な経費を負担し、相互に実現に向けて取り組む。

別表第3 (第3条関係)

(3)圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2)外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3)職員の相互人事交流	職員の資質向上、圏域市町村の連携強化を図るため、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	乙との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。	甲との合意により、職員を相互に派遣し人事交流を行う。
(4)国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書（共通版）

人吉市（以下「甲」という。）と球磨郡各町村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事

		乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等をするとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2) 外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3) 国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 球磨郡各町村
代表者 球磨郡各町村長

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書（共通版）

人吉市（以下「甲」という。）と球磨郡各町村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1の6 その他の表を次のように改める。

6 その他

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務及び消費者教育業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2の1 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関連団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保するとともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化や利便性向上のため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動

	幹線(バス路線やくま川鉄道等)に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。
--	--	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 人吉市

代表者 人吉市長 松岡 隼人

乙 球磨郡各町村

代表者 球磨郡各町村長

第3次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン

【発行】

人吉市

〒868-8601

人吉市西間下町7番地1

TEL 0966 (22) 2111

【編集】

人吉市役所 復興政策部 復興支援課